

一般廃棄物会計基準

平成 19 年 6 月

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

一般廃棄物会計基準

－ 目次 －

はじめに

1. 一般廃棄物会計基準の基礎概念	1
1. 1 一般廃棄物会計基準の意義	1
1. 2 作成主体	1
1. 3 財務書類の作成の目的	1
1. 4 財務書類の一般原則	1
1. 4. 1 目的適合性の原則	1
1. 4. 2 信頼性の原則	2
1. 4. 3 その他の一般原則	2
1. 5 財務書類の構成	2
1. 5. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書	2
1. 5. 2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書	2
1. 5. 3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧	2
1. 6 作成の基礎となる計数	3
1. 7 対象期間	3
1. 8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業	3
1. 9 連結の手法	4
1. 10 他の会計との関係	4
1. 10. 1 新地方公会計制度研究会報告書に準拠している点	4
1. 10. 2 環境会計ガイドラインとの関係	4
1. 11 用語の定義	4
1. 11. 1 一般廃棄物関連の用語	4
1. 11. 2 会計関連の用語	7
1. 12 対象とする費目	8
2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書	17
2. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の意義	17
2. 2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成目的	17
2. 3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の様式	19
2. 4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成方法	31
2. 4. 1 一般廃棄物の分類	31
2. 4. 2 原価計算の流れ	31
2. 4. 3 原価計算書の対象とする費用	34
2. 4. 4 各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法	37
2. 4. 5 原価計算書の対象とする収益	84
3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書	90
3. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の意義	90

3. 2	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成目的	90
3. 3	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の様式	91
3. 4	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成方法	93
3. 4. 1	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成	93
3. 4. 2	経常費用	93
3. 4. 3	特別損失	93
3. 4. 4	経常収益	94
3. 4. 5	注記に記載する事項	94
4.	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧	96
4. 1	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の意義	96
4. 2	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成目的	96
4. 3	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の様式	97
4. 4	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成方法	103
4. 4. 1	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の構成	103
4. 4. 2	資産の部	103
4. 4. 3	負債の部	104
4. 4. 4	注記に記載する事項	104

はじめに

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」（以下「意見具申」という。）をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（以下「基本方針」という。）を平成17年5月に改正した。

意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。

このような背景のもと、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、平成17年度から2年間にわたり、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析の標準的手法について検討を行った。「一般廃棄物会計基準」は、市町村において、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第254条の4に基づき助言するものである。

1. 一般廃棄物会計基準の基礎概念

1. 1 一般廃棄物会計基準の意義

- ・地方公共団体の経営を進めるためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体においてすすめられているところである。
- ・市町村が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。
- ・一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものである。一般廃棄物会計基準を活用することにより市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。

1. 2 作成主体

- ・財務書類の作成主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

1. 3 財務書類の作成の目的

- ・市町村において、一般廃棄物会計に係る財務書類を作成する目的は、情報利用者が意志決定を行うに当たり、有用な情報を提供することにある。
- ・また、この財務書類を作成する目的は、市町村が情報利用者に対してその責任を会計的に明らかにするという「パブリック・アカウンタビリティ（公的説明責任）」にある。

1. 4 財務書類の一般原則

- ・一般廃棄物会計の一般原則は、以下の2つに分類される。

1. 4. 1 目的適合性の原則

- ・目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、

①情報利用者が事後的に市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、②情報利用者が市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、③財務書類が遅延なく作成されているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。

1. 4. 2 信頼性の原則

- ・信頼性の原則とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか（実質優先主義）、②情報利用者の意志決定を歪めることはないか（中立性）、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点が考慮されるべきである。

1. 4. 3 その他の一般原則

- ・その他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、②財務情報が会計期間または他の市町村との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。

1. 5 財務書類の構成

- ・一般廃棄物会計に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書（以下、「原価計算書」と示す場合もある。）、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧とする。

1. 5. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

- ・市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理（収集運搬、中間処理、資源化、最終処分）について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物処理の効率性を検証するための情報として役立てることができる。

1. 5. 2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

- ・市町村が行う一般廃棄物処理（原価計算書の対象）を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。

1. 5. 3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧

- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用その他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。

1. 6 作成の基礎となる計数

- ・財務書類は、市町村の決算及び公有財産台帳における計数を基礎として作成する。

1. 7 対象期間

- ・財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年とする。

1. 8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業

- ・市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。
- ・なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とする。「一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物」については、本基準の対象外である。
- ・また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業の対象となる。

1. 9 連結の手法

- ・市町村（組合を除く）が構成団体として加入する一部事務組合等の場合は、当該構成団体の連結対象とする。
- ・組合との連結の手法については、各構成団体の経費負担割合に応じた比例連結とし、補足情報として経費負担割合で比例連結したこと等を注記する。また、組合に対する経費の負担割合が重要でないものは、連結の範囲に含めないことができることとし、この場合にもその旨を注記する。連結を行う場合、市町村は組合負担金については、入力しない。
- ・ただし、上記の算定ができない場合については、委託業務と同様の扱いとし、市町村（組合を除く）は組合負担金を入力する。

1. 10 他の会計との関係

1. 10. 1 新地方公会計制度研究会報告書に準拠している点

- ・以下の点については、総務省が設置する新地方公会計制度研究会がとりまとめた「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）に基本的に準拠している。
 - － 資産・負債の定義、区分
 - － 費用・収益の定義、区分
 - － 減価償却の方法、対象
 - － 連結の手法

1. 10. 2 環境会計ガイドラインとの関係

- ・市町村が環境省による「環境会計ガイドライン 2005年版」（平成17年2月）に基づいて環境会計を実施している場合、以下に示す関係にある。
 - － 事業エリア内コストの資源循環コストのうち「一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト」及び「一般廃棄物の処理・処分のためのコスト」は、原価計算書の作業部門の費用に該当する。
 - － 管理活動コストのうち、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の管理部門の経常費用「その他の一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用」に該当する。
 - － 環境保全対策に伴う経済効果の実質的効果の収益のうち、リサイクルによる有価物の売却収入は、原価計算書の「資源売却収入」に該当する。

1. 11 用語の定義

1. 11. 1 一般廃棄物関連の用語

1. 11. 1. 1 一般廃棄物の担当部門

- ・一般廃棄物の担当部門を、作業部門、管理部門に区分する。
- ・各部門の定義は以下のとおりである。

表 1-1 各部門の定義

作業部門	収集運搬部門	収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬を含む。 収集運搬業務を担う部門を収集運搬部門という。
	中間処理部門	中間処理とは、焼却（溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む）、ごみ固形燃料化、資源化を目的としない埋立処分のための破砕、減容化等を指す。 中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。
	最終処分部門	最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。 最終処分業務を担う部門を最終処分部門という。
	資源化部門	資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。 処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残さのスラグ化等再生利用や、廃棄物発電は資源化部門ではなく中間処理部門とする。 資源化業務に加え、資源化後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び資源化後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を資源化部門という。
管理部門		作業部門の管理を行う部門を管理部門という。

1. 11. 1. 2 焼却残さ埋立量

- ・焼却残さ埋立量とは、中間処理（焼却）の後、最終処分場へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。

1. 11. 1. 3 残さ焼却量

- ・残さ焼却量とは、中間処理（焼却以外）あるいは資源化の後、中間処理（焼却）施設へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。

1. 11. 1. 4 処理残さ埋立量

- ・処理残さ埋立量とは、中間処理（焼却以外）あるいは資源化の後、最終処分場へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。

1. 11. 1. 5 資源化量

- ・資源化量とは、中間処理あるいは資源化の後、資源回収業者へ引き渡される一般廃棄物の重量を指す。

1. 11. 1. 6 積載区分

- ・積載区分とは、一般廃棄物を収集運搬する際に同じ車両に同時に積載されている一般廃棄物種類の組合せを指す。

1. 11. 1. 7 積載区分別のべ収集運搬時間

- ・積載区分別のべ収集運搬時間は、当該積載区分の年間出動時間に乗車人数を乗じて算出する。

1. 11. 1. 8 収集運搬量

- ・収集運搬量とは、収集運搬した一般廃棄物の重量を指す。

1. 11. 1. 9 収集運搬容積

- ・収集運搬容積とは、収集運搬した一般廃棄物の容積を指す。
- ・各一般廃棄物種類の収集運搬容積を実測していない場合は、各一般廃棄物種類の収集運搬量を比重で除すことによって、算出する。比重としては、以下のデータを利用する。

	条件なし 嵩密度 (m3/t)	パッカー 車嵩密度 (m3/t)	平ボディ 嵩密度 (m3/t)	重量当 たりの本数 (本/kg)	選別後資 源量発生 比率※
①燃やすごみ	4.09	3.8	11.44		
②燃やさないごみ	9.3	7.64	16.53		
③粗大ごみ	3.33	3.33	3.33		
④アルミ缶	40.98	29.86	49.88	91	0.3861
⑤スチール缶	28.49	10.05	40.78	50	1
⑥無色のガラス製の容器	8.12	8.08	7.07	5.7	2.1886
⑦茶色のガラス製の容器	8.12	8.08	7.07	5.7	
⑧その他のガラス製の容器	8.12	8.08	7.07	5.7	
⑨リターナブルびん	8.12	8.08	7.07	5.7	
⑩ペットボトル	23.79	19.84	33.68	29	0.5038
⑪白色トレイ	107.67	77.78	133.82		0.0664
⑫プラスチック製容器包装	16.88	11.88	44.41		1.9694
⑬紙製容器包装	8.8	8.84	8.71		0.6125
⑭紙パック	44.84	48	44.61		0.0594
⑮段ボール	6.91	6.87	7.12		1.807
⑯古紙	4.19	4.57	2.64		6.0364
⑰古布	11.93	17.21	10.87		0.6014
⑱生ごみ	1.35	1.35	1.35		
⑲その他資源	79.59	86.65	56.04		
⑳その他のごみ	22.93	22.06	23.11		
出典	注1	注1	注1	注2	注2

※欠損する選別後資源量を補完するための選別後資源量間の発生比率

注1 ①②、④～⑰、⑲、⑳:平成16年度「リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査 報告書」(環境省 廃棄物・リサイクル対策部)より

③、⑩:「都市ごみの総合管理を支援する評価計算システムの開発に関する研究」1998年5月(北海道大学大学院工学研究科)より

注2 平成16年度「リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査 報告書」(環境省 廃棄物・リサイクル対策部)より

1. 11. 1. 10 中間処理投入量

- ・中間処理投入量とは、中間処理に投入される一般廃棄物の重量を指す。

1. 11. 1. 11 資源化投入量

- ・資源化投入量とは、資源化に投入される一般廃棄物の重量を指す。

1. 11. 1. 12 資源化ライン別ののべ稼働時間

- ・各資源化ライン別ののべ稼働時間は、当該資源化ラインの年間稼働時間に従事人数を乗じて算出する。

1. 11. 1. 13 最終処分投入量

- ・最終処分投入量とは、最終処分に投入される一般廃棄物の重量を指す。なお、この重量は埋立処分される重量である。

1. 11. 1. 14 委託区分

- ・委託区分とは、委託料もしくは組合負担金を把握することができる最小の単位を指す。

1. 11. 1. 15 指定袋やシール等の販売区分

- ・指定袋やシール等の販売区分とは、指定袋やシールの販売収入を把握することができる最小の単位を指す。

1. 11. 1. 16 家庭系直接搬入ごみの手数料区分

- ・家庭系直接搬入ごみの手数料区分とは、家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握することができる最小の単位を指す。

1. 11. 1. 17 事業系直接搬入ごみの手数料区分

- ・事業系直接搬入ごみの手数料区分とは、事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握することができる最小の単位を指す。

1. 11. 1. 18 受託区分

- ・受託区分とは、近隣市町村からの受託収入を把握することができる最小の単位を指す。

1. 11. 1. 19 集団回収

- ・集団回収とは、市民団体等による資源回収において、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものを指す。

1. 11. 1. 20 直接搬入

- ・直接搬入とは、住民や事業者が市町村の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を直接持ち込むことを指す。

1. 11. 2 会計関連の用語

1. 11. 2. 1 費用

- ・費用とは、①一会計期間中における活動の成果を生み出すための努力として、②資産

の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス供給能力の減少であって、③会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の減少原因をいう。

- ・なお、固定資産形成や長期金融資産への資本的支出は、費用として計上されない。

1. 1 1. 2. 2 収益

- ・収益とは、①一会計期間中における活動の成果として、②資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス供給能力の増加であって、③会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の増加原因をいう。

1. 1 1. 2. 3 資産

- ・資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または、当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをいう。

1. 1 1. 2. 4 負債

- ・負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、①これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。

1. 1 2 対象とする費目

- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書及び一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書が対象とする費目を表 1-2に示す。

表 1-2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書及び一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書が対象とする費目

(4のうちの1)

費用／収益種別	部門	費目		説明	内容	注意事項	対象費目				
		大項目	小項目				原価計算書	行政コスト計算書			
経常費用 (つづく)	経常業務 費用 (つづく)	収集運搬 部門	人件費	—	収集運搬部門の作業人員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費		○	○		
			物件費	委託料もしくは組合負担金	—	収集運搬業務の委託料もしくは組合負担金。	・委託料 ・組合負担金	委託料には、車検費用、車両整備費用等は含まない(これらは、物件費に含める)。一部事務組合について連結により財務書類を作成する場合には、組合負担金は含まない。	○	○	
				車両に係る物件費	—	収集運搬業務に使用する車両に係る物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費(自動車損害保険料等)	雇車(運転手の雇い上げを含む。)の費用はその他の物件費とする。	○	○	
				施設に係る物件費	—	収集運搬業務に係る施設(車両以外の施設であって中継運搬施設、積替保管施設等。)の物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。容器包装のストックヤードは資源化部門の施設に分類する。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費(需用費、火災保険料等)	減価償却費の対象となる減価償却資産には、当該施設に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息を含む。	○	○	
				車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費	—	物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」「車両に係る物件費」「施設に係る物件費」以外の物件費で、特定の一般廃棄物種類に係る物件費。例えば、カラス防止用ネット、びん・缶分別用のコンテナ等に係る物件費が挙げられる。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費		○	○	
				その他の共通物件費	—	収集運搬部門における物件費のうち上記以外の物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費		○	○	
				経費	特定の一般廃棄物種類等の施設に係る経費	—	収集運搬部門における特定の施設に係る経費。例えば、燃やすごみについて、中継基地を設けて広域的な焼却施設に運搬している場合、中継基地の経費が該当する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費		○	○
		一般廃棄物種類全般に係る経費	—		収集運搬部門における一般廃棄物種類全般に係る経費。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費		○	○		
		中間処理 部門	中間処理 部門	人件費	—	中間処理部門の作業人員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費		○	○	
				物件費	委託料もしくは組合負担金	—	中間処理業務の委託料もしくは組合負担金。	・委託料 ・組合負担金	委託料には、装置運搬業務委託、エレベータ管理業務委託、清掃業務委託、分析業務委託等は含まない(これらは、物件費に含める)。一部事務組合について連結により財務書類を作成する場合には、組合負担金は含まない。	○	○
					施設に係る物件費	—	中間処理に係る施設に係る物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費(需用費、火災保険料等)	減価償却費の対象となる減価償却資産には、当該施設に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息を含む。運転業務委託費はその他の物件費とする。	○	○
					その他の共通物件費	—	中間処理部門における物件費のうち上記以外の物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費		○	○
					特定の一般廃棄物種類等の施設に係る経費	—	中間処理部門における特定の施設に係る経費。例えば、粗大ごみ・燃やさないごみ処理施設に係る経費がこれに該当する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費		○	○
				経費	一般廃棄物種類全般に係る経費	—	中間処理部門における一般廃棄物種類全般に係る経費。焼却施設は、粗大ごみ処理施設や燃やさないごみ処理施設の残さを処理することが通常行われているので、焼却施設・灰溶融施設の経費はここに計上する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費		○	○

(凡例)

○…算入する
—…算入しない

(注)

①大項目欄の「人件費」、「物件費」、「経費」等の説明については、「2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」及び「3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」を参照。

②内容欄の「その他の物件費」としては、旅費、需用費(印刷製本費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等)、使用料、賃借料等が挙げられる。

表 1-2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書及び一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書が対象とする費目
(4のうちの2)

費用/収益種別	部門	費目		説明	内容	要注意事項	対象費目	
		大項目	小項目				原価計算書	行政コスト計算書
経常費用 (つづき) (つづく)	最終処分部門	人件費	—	最終処分部門の作業人員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費		○	○
			委託料もしくは組合負担金	最終処分業務の委託料もしくは組合負担金。	・委託料 ・組合負担金	委託料には、装置運転業務委託、エレベータ管理業務委託、清掃業務委託、分析業務委託等は含めない(これらは、物件費に含める)。一部事務組合について連結により財務書類を作成する場合には、組合負担金は含めない。	○	○
		物件費	施設に係る物件費	最終処分に係る施設の物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費(需用費、火災保険料等)	減価償却費の対象となる減価償却資産には、当該施設に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息を含む。運転業務委託費はその他の物件費とする。	○	○
			その他の共通的物件費	最終処分部門における物件費のうち上記以外の物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費		○	○
		経費	特定の一般廃棄物種類等の施設に係る経費	最終処分部門における特定の施設に係る経費。例えば、直接搬入ごみの破碎等の埋立前処理を行う施設の経費が該当する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費		○	○
			一般廃棄物種類全般に係る経費	最終処分部門における一般廃棄物種類全般に係る経費。最終処分場の経費(上らの経費を除く)はここに計上する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費		○	○
	資源化部門	人件費	—	資源化部門の作業人員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費		○	○
			委託料もしくは組合負担金	資源化業務の委託料もしくは組合負担金。	・委託料 ・組合負担金	委託料には、装置運転業務委託、エレベータ管理業務委託、清掃業務委託、分析業務委託等は含めない(これらは、物件費に含める)。一部事務組合について連結により財務書類を作成する場合には、組合負担金は含めない。	○	○
		物件費	施設に係る物件費	資源化業務に係る施設の物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。容器包装のストックヤードを含む。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費(需用費、火災保険料等)	減価償却費の対象となる減価償却資産には、当該施設に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息を含む。運転業務委託費はその他の物件費とする。	○	○
			その他の共通的物件費	資源化部門における物件費のうち上記以外の物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費		○	○
		経費	特定の一般廃棄物種類等の施設に係る経費	資源化部門における特定の施設に係る経費。一般廃棄物の種類別に施設を別置している場合(例えばPETボトルの選別・圧縮・梱包施設が独立している)は、当該施設の経費をここに計上する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費		○	○
			一般廃棄物種類全般に係る経費	資源化部門における一般廃棄物種類全般に係る経費。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入 ・その他の経費		○	○

(凡例)

○…算入する

—…算入しない

(注)

①大項目欄の「人件費」、「物件費」、「経費」等の説明については、「2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」及び「3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」を参照。

②内容欄の「その他の物件費」としては、旅費、需用費(印刷製本費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等)、使用料、賃借料等が挙げられる。

表 1-2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書及び一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書が対象とする費目
(4のうちの3)

費用／収益種別	部門	費目		説明	内容	要注意事項	対象費目			
		大項目	小項目				原価計算書	行政コスト計算書		
経常費用 (つづき)	経常業務 費用 (つづき)	管理部門	人件費	—	管理部門の職員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費		○	○	
			物件費	—	管理部門における物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費	装置運転業務委託、エレベータ管理業務委託、清掃業務委託、分析業務委託等は含めない(これらは、物件費に含める)。一部事務組合について連結により財務書類を作成する場合には、組合負担金は含めない。	○	○	
			経費	—	管理部門における経費。指定袋や有料化シールの販売に係る費用はここに計上する。	・公債費(元本を除く) ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入 ・その他の経費		○	○	
			一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用	ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用					—	○
				一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用					—	○
				一般廃棄物排出事業者に対する指導・監督に係る費用					—	○
				広報・普及啓発に係る費用					—	○
				リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用				例えば、「分別カレンダー」も本費目に含まれ、原価計算には含めず、行政コスト計算には含める。	—	○
				不法投棄防止対策に係る費用					—	○
				一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用					—	○
閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用				過去における一般廃棄物の発生に起因する費用なので、原価計算書の対象としない。	—	○				
その他	その他費用	—	以上に該当しない管理部門に係る費用。			—	○			
経常移転 支出	—	扶助費等支出		社会保障給付としての扶助費等の支出。			—	○		
		補助金等支出(資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金等)					—	○		
		その他経常移転支出		以上に該当しない経常移転支出。			—	○		

(凡例)

○…算入する
—…算入しない

(注)

①大項目欄の「人件費」、「物件費」、「経費」等の説明については、「2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」及び「3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」を参照。
②内容欄の「その他の物件費」としては、旅費、需用費(印刷製本費、光熱水費等)、役員費(通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等)、使用料、賃借料等が挙げられる。

表 1-2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書及び一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書が対象とする費目
(4のうちの4)

費用／収益種別	部門	費目		説明	内容	注意事項	対象費目	
		大項目	小項目				原価計算書	行政コスト計算書
特別損失	-	一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故にかかる「原状回復に要した費用」及び「補償・賠償金」					-	○
		不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、再資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失					-	○
		事故が原因で資産の除却を行った場合の当該施設の帳簿価額					-	○
		施設の解体に係る費用				過去における一般廃棄物の発生に起因する費用なので、原価計算書の対象としない。また、一時的に発生する経費であることから特別損失とする。	-	○
経常収益	経常業務収益	業務収益	自己収入		・指定袋やシール等の販売収入 ・家庭系直接搬入ごみの手数料収入 ・事業系直接搬入ごみの手数料収入 ・近隣市町村からの作業委託収入		参考	○
			その他の業務収益		・資源売却収入 ・売電収入		参考	○
		業務外収益	受取利息等			受取利息等は一部事務組合が保有する有価証券や貸付金から発生する受取配当金や受取利息等をいう。市町村が一部事務組合分を連結算定する場合は、該当する。	-	○
			その他の業務外収益			例えば、資産等の売却収入等が挙げられる。	-	○
	経常移転収入	資産形成に資する支出金	-	償却資産の取得にあたり利用した支出金のうち、当該資産の減価償却相当部分	・国庫支出金(減価償却相当分) ・都道府県支出金(減価償却相当分)		-	○
		その他の支出金	-		・国庫支出金 ・都道府県支出金		-	○
注記事項	-	施設解体引当金繰入額				当該年度に発生した一般廃棄物を処理した施設を解体する際、費用が発生することを示すために、合理的に算定できる場合は、本項目を行政コスト計算書に注記する。	-	注記
		最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額				当該年度に発生した一般廃棄物を埋立処分後に、当該廃棄物の維持管理のために費用が発生することを示すために、合理的に算定できる場合は、本項目を行政コスト計算書に注記する。	-	注記
		地元還元施設に係る費用				地元還元施設は一般廃棄物処理事業に資する面と福利事業との区別が困難なことから、これに係る費用・収益は原価計算書には含めず、行政コスト計算書では注記とする。	-	注記
		地元還元施設に係る収益				取付道路整備は一般廃棄物処理事業に資する面と福利事業との区別が困難なことから、これに関する費用・収益は原価計算書には含めず、行政コスト計算書では注記とする。	-	注記
		取付道路に係る費用					-	注記
		取付道路に係る収益					-	注記

(凡例)
○…算入する
-…算入しない

(注)

- ①大項目欄の「人件費」、「物件費」、「経費」等の説明については、「2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」及び「3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」を参照。
②内容欄の「その他の物件費」としては、旅費、需用費(印刷製本費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等)、使用料、賃借料等が挙げられる。

2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

2. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の意義

- ・「原価計算」とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する事業のうち主として一般廃棄物の処理を行う事業に係る費用を部門毎に把握し、その金額を一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の重量単価を算出することを指す。原価計算の結果等を取りまとめた書類を「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」という。

2. 2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成目的

- ・市町村が、納税者に対して一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示するために、作成する。
- ・市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業及びその運営のあり方を検討するための基礎情報とするために、作成する。
- ・市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業を、能率的に運営し、社会経済的に効率的な事業となるようにする見地から、そのアウトカムと投入コストを比較衡量し、事業の費用対効果を検証するための基礎情報とするために、作成する。
- ・すなわち、一般廃棄物の処理に関する事業（一般廃棄物の収集運搬体制の変更や有料化施策の導入等）を検討する際の判断材料、及び変更・導入する際の議会や住民への説明材料の一つとして活用することができる。
- ・また、人口規模や産業構造が類似している市町村や一般廃棄物処理体制が類似している市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書を比較することにより、コスト面で優れた市町村の状況をベンチマークとして自らの一般廃棄物の処理に関する事業の改善を図ることができる。

2. 3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の様式

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書(総括表)
(平成X年4月1日～平成X+1年3月31日)

	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ 茶色のガラス製の容器	⑧ その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包装	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑲ その他の資源ごみ	⑳ その他のごみ	合計	
<原価> 収集運搬部門原価 (円/kg-収集運搬量)																						
中間処理部門原価 (円/kg-中間処理投入量)																						
最終処分部門原価 (円/kg-最終処分投入量)																						
資源化部門原価 (円/kg-資源化投入量)																						
【参考】 <費用> 収集運搬部門費 (円/年)																						
中間処理部門費 (円/年)																						
最終処分部門費 (円/年)																						
資源化部門費 (円/年)																						
作業部門費合計 (円/年)																						
管理部門費 (円/年)																						
費用合計 (円/年)																						
【参考】 <収益> 収益合計 (円/年)																						

部門別表(収集運搬部門)

(別紙1)

収集運搬部門	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ 茶色のガラス製の容器	⑧ その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包装	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑲ その他の資源ごみ	⑳ その他のごみ	合計	
委託収集運搬原価 (円/kg-収集運搬量)																						
直営収集運搬原価 (円/kg-収集運搬量)																						
収集運搬原価 (円/kg-収集運搬量)																						
<費用>																						
委託	委託料もしくは組合負担金 (円/年)																					
直営	人件費 (円/年)																					
	車両に係る物件費 (円/年)																					
	施設に係る物件費 (円/年)																					
	車両・施設以外に係るのうち、特定の廃棄物に係る物件費(円/年)																					
	その他共通の物件費 (円/年)																					
	経費 (円/年)																					
	委託収集運搬費 (円/年)																					
	直営収集運搬費 (円/年)																					
	収集運搬部門費 (円/年)																					
<取扱量>																						
	委託収集運搬量 (t/年)																					
	直営収集運搬量 (t/年)																					
	収集運搬量 (t/年)																					

部門別表(中間処理部門)

(別紙2)

中間処理部門	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色びん	⑦ 茶色びん	⑧ その他の色びん	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑲ その他の資源ごみ	⑳ その他のごみ	合計	
委託中間処理原価 (円/kg-中間処理投入量)																						
直営中間処理原価 (円/kg-中間処理投入量)																						
中間処理原価 (円/kg-中間処理投入量)																						
<費用>																						
委託																						
直営																						
委託中間処理費 (円/年)																						
直営中間処理費 (円/年)																						
中間処理部門費 (円/年)																						
<取扱量>																						
委託中間処理量 (t/年)																						
直営中間処理量 (t/年)																						
中間処理量 (t/年)																						

部門別表(最終処分部門)

(別紙3)

最終処分部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色びん	⑦茶色びん	⑧その他の色びん	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	合計	
委託最終処分原価 (円/kg-最終処分投入量)																						
直営最終処分原価 (円/kg-最終処分投入量)																						
最終処分原価 (円/kg-最終処分投入量)																						
<費用>																						
委託																						
直営																						
委託最終処分費 (円/年)																						
直営最終処分費 (円/年)																						
最終処分部門費 (円/年)																						
<取扱量>																						
委託最終処分量 (t/年)																						
直営最終処分量 (t/年)																						
最終処分量 (t/年)																						

部門別表(資源化部門)

(別紙4)

資源化部門	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色びん	⑦ 茶色びん	⑧ その他の色びん	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑲ その他の資源ごみ	⑳ その他のごみ	合計	
委託資源化原価 (円/kg-資源化投入量)																						
直営資源化原価 (円/kg-資源化投入量)																						
資源化部門原価 (円/kg-資源化投入量)																						
<費用>																						
委託																						
直営																						
委託料もしくは組合負担金 (円/年)																						
人件費 (円/年)																						
施設に係る物件費 (円/年)																						
その他共通の物件費 (円/年)																						
経費 (円/年)																						
委託資源化費 (円/年)																						
直営資源化費 (円/年)																						
資源化部門費 (円/年)																						
<取扱量>																						
委託資源化量 (t/年)																						
直営資源化量 (t/年)																						
資源化量 (t/年)																						

部門別表(管理部門)

(別紙5)

管理部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色びん	⑦茶色びん	⑧その他の色びん	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	合計	
人件費 (円/年)																						
物件費 (円/年)																						
経費 (円/年)																						
管理部門費合計 (円/年)																						
費用合計 (円/年)																						

(別紙6)

<収益>

	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色びん	⑦茶色びん	⑧その他の色びん	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	合計	
指定袋やシール等の販売収入 (円/年)																						
家庭系直接搬入ごみの手数料収入 (円/年)																						
事業系直接搬入ごみの手数料収入 (円/年)																						
近隣市区町村からの作業委託収入 (円/年)																						
資源売却収入 (円/年)																						
売電収入 (円/年)																						
収益合計 (円/年)																						

2. 4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成方法

2. 4. 1 一般廃棄物の分類

- ・一般廃棄物を以下の20種類に分類して、一般廃棄物種類毎の原価を算出する。
- ・なお、以下の一般廃棄物種類のうち、作成主体が収集運搬、中間処理、資源化あるいは最終処分 of いずれも行っていない区分については、原価算出の対象としない。
- ・以下の一般廃棄物種類のうち、複数の分類を同時に収集運搬、中間処理、資源化あるいは最終処分を行っている場合には、2. 4. 2 以下に示す方法により、各一般廃棄物種類別に原価を算出する。

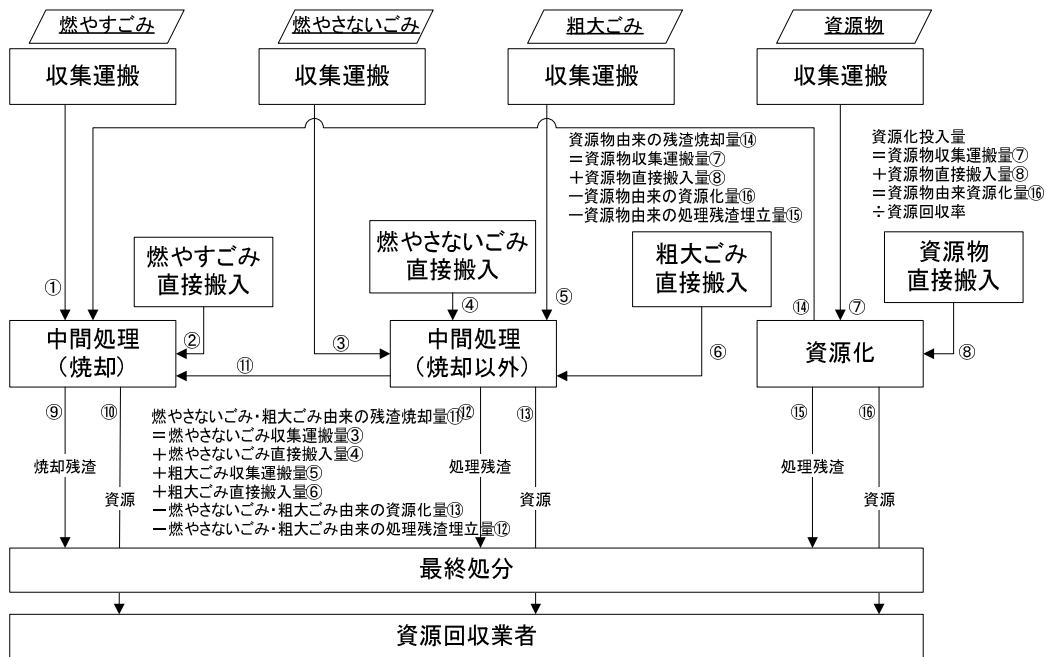
- ① 燃やすごみ
- ② 燃やさないごみ
- ③ 粗大ごみ
- ④ アルミ缶
- ⑤ スチール缶
- ⑥ 無色のガラス製の容器
- ⑦ 茶色のガラス製の容器
- ⑧ その他のガラス製の容器
- ⑨ リターナブルびん
- ⑩ ペットボトル
- ⑪ 白色トレイ
- ⑫ プラスチック製容器包装
- ⑬ 紙製容器包装
- ⑭ 紙パック
- ⑮ 段ボール
- ⑯ 古紙
- ⑰ 古布
- ⑱ 生ごみ
- ⑲ その他の資源ごみ
- ⑳ その他のごみ

2. 4. 2 原価計算の流れ

- ・各部門の費用を一般廃棄物種類別に配賦した後、それらの費用を一般廃棄物種類別に合算した金額が、一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理費用の合計金額(円/年)となる。
- ・複数の部門に跨る費用について部門別の費用を把握できない場合は、適切な配賦基準で部門別に配賦する。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用と、その他の事業に係る費用と区別して把握していない場合は、適切な基準で一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用を把握する。
- ・可能な限り、一般廃棄物種類別に費用を把握するが、一般廃棄物種類別に把握できない費用については、適切な配賦基準で一般廃棄物種類別に配賦する。
- ・部門別の一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理単価(=原価)(円/kg)は、各部門別の一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理費用の合計金額を各部門への投入量で除すことに

よって算出する。例えば、燃やすごみの収集運搬部門原価は、燃やすごみ収集運搬量で除し、単位は(円/kg-燃やすごみ収集運搬量)、燃やすごみの中間処理部門原価は、燃やすごみ中間処理投入量で除し、単位は(円/kg-燃やすごみ中間処理投入量)となる。

- ・資源物の売却やごみ発電の売電等に伴う収益については、費用とは別途計上し、原価の算出には加えない。



<原価>

- 燃やすごみ収集運搬原価 = 燃やすごみ収集運搬費 ÷ 燃やすごみ収集運搬量①
- 燃やさないごみ収集運搬原価 = 燃やさないごみ収集運搬費 ÷ 燃やさないごみ収集運搬量③
- 粗大ごみ収集運搬原価 = 粗大ごみ収集運搬費 ÷ 粗大ごみ収集運搬量⑤
- 資源物収集運搬原価 = 資源物収集運搬費 ÷ 資源物収集運搬量⑦

- 燃やすごみ中間処理原価 = 燃やすごみ中間処理費 ÷ 燃やすごみ中間処理投入量 (①+②)
- 燃やさないごみ中間処理原価 = 燃やさないごみ中間処理費 ÷ 燃やさないごみ中間処理投入量 (③+④)
- 粗大ごみ中間処理原価 = 粗大ごみ中間処理費 ÷ 粗大ごみ中間処理投入量 (⑤+⑥)
- 資源物中間処理原価 = 資源物中間処理費 ÷ 資源物中間処理投入量 (資源物由来の残渣焼却量⑭)

- 燃やすごみ最終処分原価 = 燃やすごみ最終処分費 ÷ 燃やすごみ最終処分投入量
- 燃やさないごみ最終処分原価 = 燃やさないごみ最終処分費 ÷ 燃やさないごみ最終処分投入量
- 粗大ごみ最終処分原価 = 粗大ごみ最終処分費 ÷ 粗大ごみ最終処分投入量
- 資源物最終処分原価 = 資源物最終処分費 ÷ 資源物最終処分投入量

- 資源物資源化原価 = 資源物資源化費 ÷ 資源物資源化投入量 (⑦+⑧)

<費用>

- 燃やすごみ中間処理費 = 中間処理 (焼却) 費 × 燃やすごみ中間処理 (焼却) 投入量 (①+②) ÷ 総中間処理 (焼却) 量 (①+②+⑩+⑪+⑭)
- 燃やさないごみ中間処理費 = 中間処理 (焼却以外) 費
 - × 燃やさないごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (③+④) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
 - + 中間処理 (焼却) 費
 - × 燃やさないごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (③+④) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
- 粗大ごみ中間処理費 = 中間処理 (焼却以外) 費
 - × 粗大ごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (⑤+⑥) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
 - + 中間処理 (焼却) 費
 - × 粗大ごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (⑤+⑥) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
 - × 燃やさないごみ・粗大ごみ由来の残渣焼却量⑪ ÷ 総中間処理 (焼却) 量 (①+②+⑩+⑭)
- 資源物中間処理費 = 中間処理 (焼却) 費 × 資源物由来の残渣焼却量⑭ ÷ 総中間処理 (焼却) 量 (①+②+⑩+⑭)
- 燃やすごみ最終処分費 = 最終処分費 × 燃やすごみ中間処理 (焼却) 投入量 (①+②) ÷ 総中間処理 (焼却) 量 (①+②+⑩+⑭)
 - × 焼却残渣埋立量⑨ ÷ 総最終処分投入量 (⑨+⑫+⑮)
- 燃やさないごみ最終処分費 = 最終処分費 × 燃やさないごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (③+④) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
 - × 燃やさないごみ・粗大ごみ由来の残渣焼却量⑪ ÷ 総中間処理 (焼却) 量 (①+②+⑩+⑭)
 - × 焼却残渣埋立量⑨ ÷ 総最終処分投入量 (⑨+⑫+⑮)
 - + 最終処分費 × 燃やさないごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (③+④) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
 - × 燃やさないごみ・粗大ごみ由来の処理残渣埋立量⑫ ÷ 総最終処分投入量 (⑨+⑫+⑮)
- 粗大ごみ最終処分費 = 最終処分費 × 粗大ごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (⑤+⑥) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
 - × 燃やさないごみ・粗大ごみ由来の残渣焼却量⑪ ÷ 総中間処理 (焼却) 量 (①+②+⑩+⑭)
 - × 焼却残渣埋立量⑨ ÷ 総最終処分投入量 (⑨+⑫+⑮)
 - + 最終処分費 × 粗大ごみ中間処理 (焼却以外) 投入量 (⑤+⑥) ÷ 総中間処理 (焼却以外) 量 (③+④+⑤+⑥)
 - × 燃やさないごみ・粗大ごみ由来の処理残渣埋立量⑫ ÷ 総最終処分投入量 (⑨+⑫+⑮)
- 資源物最終処分費 = 最終処分費 × 資源物由来の残渣焼却量⑭ ÷ 総中間処理 (焼却) 量 (①+②+⑩+⑭)
 - × 焼却残渣埋立量⑨ ÷ 総最終処分投入量 (⑨+⑫+⑮)
 - + 最終処分費 × 資源物由来の処理残渣埋立量⑮ ÷ 総最終処分投入量 (⑨+⑫+⑮)

図 2-1 一般廃棄物種類別の原価の算出方法

2. 4. 3 原価計算書の対象とする費用

- ・一般廃棄物会計の対象期間に市町村の域内で発生し、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化、最終処分及びその管理に係る費用を原価計算書の対象とする。
- ・毎年4月1日から翌年の3月31日までの一か年に、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物で、中間処理、資源化、最終処分されるまでに至っていないものについては、棚卸計上せず、当年度の費用として処理する。
- ・対象とする費用は、各作業部門・管理部門における経常業務費用とする。経常業務費用を、「人件費」、「物件費」及び「経費」に分類する（表 2-1 参照）。
- ・国庫支出金や都道府県支出金等支出金を利用した場合でも、支出金分を費用から控除しない。財産処分に係る返還金については、原価計算書の対象とはしない。
- ・以下の項目は、原価計算書の対象とはしない非原価項目とする。
 - － ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用
 - － 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用
 - － 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用
 - － 広報・普及啓発に係る費用
 - － リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用
 - － 不法投棄防止対策に係る費用
 - － 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用
 - － 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用
 - － 資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金
 - － 一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故に係る「原状回復に要した費用」及び「補償・賠償金」
 - － 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失
 - － 事故が原因で資産除却を行った場合の当該資産の帳簿価額から処分可能価額を控除した金額

表 2-1 原価計算書の対象とする費用

人件費	「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」
物件費	「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」、「その他の物件費」
経費	「公債費（元本を除く）」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」

2. 4. 3. 1 人件費

- ・人件費は、「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」及び「その他の人件費」をい

う。

- ・人件費の対象となる人員については、正職員、臨時職員、嘱託等の区別は問わない。
- ・職員給料は、人件費の対象となる人員に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいう。
- ・退職給付引当金繰入額相当額は、退職金給付の対象となる人員に対する将来の退職金給付に備えるため、基準日時点において就業している各人員の将来負担額の見積り額のうち対象期間中発生額の合計金額を計上する。ただし、上記の算定が困難な場合は、簡易的な方法として、現在就業している退職金給付の対象となる人員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給額を、現在就業している退職金給付の対象となる人員の想定勤続年数で除した金額を計上する。
- ・その他の人件費は、上記職員給料、退職給付引当金繰入額相当額以外の人件費（共済費等）をいう。

2. 4. 3. 2 物件費

- ・物件費は、「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」及び「その他の物件費」をいう。
- ・物品購入費は、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等をいう。
- ・維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいう。定期点検費を含む。ただし、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は、支出時に費用として処理せず、固定資産の取得原価に加算して減価償却を行う。
- ・減価償却費は、事業用資産について、以下に示す方法で算出された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいう。
- ・減価償却の対象となるのは、対象期間中に稼働している一般廃棄物の処理を行う事業に係る施設、装置、重機、車両等資産のうち、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上のものとする。追加投資についても同様の扱いとする。また、施設整備のための用地造成費用、施設建設工事に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息は当該施設の取得価額に含め、減価償却の対象とする。ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用の累計）を減価償却の対象とする。
- ・最終処分場以外の事業用資産の減価償却費は、定額法で計算し、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。最終処分場の減価償却費は、定額法または生産高比例法で計算し、定額法で計算する場合はよう壁、えん堤に係る資産の耐用年数は最終処分場の使用予定年数として、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減価償却費は次式により算定する。

生産高比例法による最終処分場の減価償却費

＝最終処分場の取得価額 × (当該年度の埋立量 / 全体計画埋立量)

※ここで、埋立量の単位は、容積または重量とする。

- ・定額法により減価償却費を計算する場合の資産の耐用年数については、想定耐用年数（計画における使用可能年数）とする。ただし、想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を参考にする。
- ・資産が滅失した場合は、除却を行う。事故等ではなく政策的判断で除却を行った場合、当該資産の帳簿価額をその他の物件費に計上する。なお、事故が原因で資産の除却を行った場合は、当該資産の帳簿価額を一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の特別損失として計上する。また、対象期間に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用及び対象期間に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に係る費用については、その総額を引当金として一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の注記に記載し、当該年度の負担に属する金額を引当金繰入額として一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の注記に記載する。
- ・委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分、資源化の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。なお、装置の運転業務、エレベータの管理業務、施設の清掃業務、分析業務等を委託している場合の費用は、委託料ではなく、その他の物件費に該当する。
- ・組合負担金は、一部事務組合に対する分担金をいう。
- ・その他の物件費は、物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料もしくは組合負担金以外の物件費をいう。例えば、旅費、需用費（印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等）、使用料及び賃借料等が挙げられる。

2.4.3.3 経費

- ・経費は、「公債費（元本を除く）」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」及び「その他の経費」をいう。
- ・公債費（元本を除く）は、市町村が発行している地方債に係る利息負担金額、地方債発行償却をいう。地方債発行償却は、繰延資産である地方債発行費を償却したものをいう。
- ・借入金支払利息は、他の団体・金融機関等からの借入金に係る利息負担金額をいう。
- ・貸倒引当金繰入は、貸付金等の債券につき、債務者から返済のないことが確定した金額及び返済の可能性が低いものとして合理的に見積もった金額を計上する。
- ・その他の経費は、上記公債費（元本を除く）、借入金支払利息及び貸倒引当金繰入以外の経費をいう。

2. 4. 4 各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法

2. 4. 4. 1 収集運搬部門

- ・ 収集運搬部門の経常業務費用には、人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金、車両に係る物件費、施設に係る物件費、車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費、その他共通的物件費）及び経費が含まれる。
- ・ なお、車両に係る物件費、施設に係る物件費、車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費、その他共通的物件費は、物件費のうち委託料もしくは組合負担金以外の物件費をいう。

(1) 人件費

- ・ 収集運搬部門の作業人員の人件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別の人件費を把握できない場合は、車種別積載区分別の人件費を把握する。
- ・ 車種別積載区分別の人件費を把握できない場合には、車種別人件費の合計金額を「車種別積載区分別ののべ収集運搬時間」の比で積載区分別に配賦し、車種別積載区分別の人件費を算出する。
- ・ 車種別積載区分別の人件費を「車種別積載区分別一般廃棄物種類別の収集運搬容積」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の人件費を算出する。

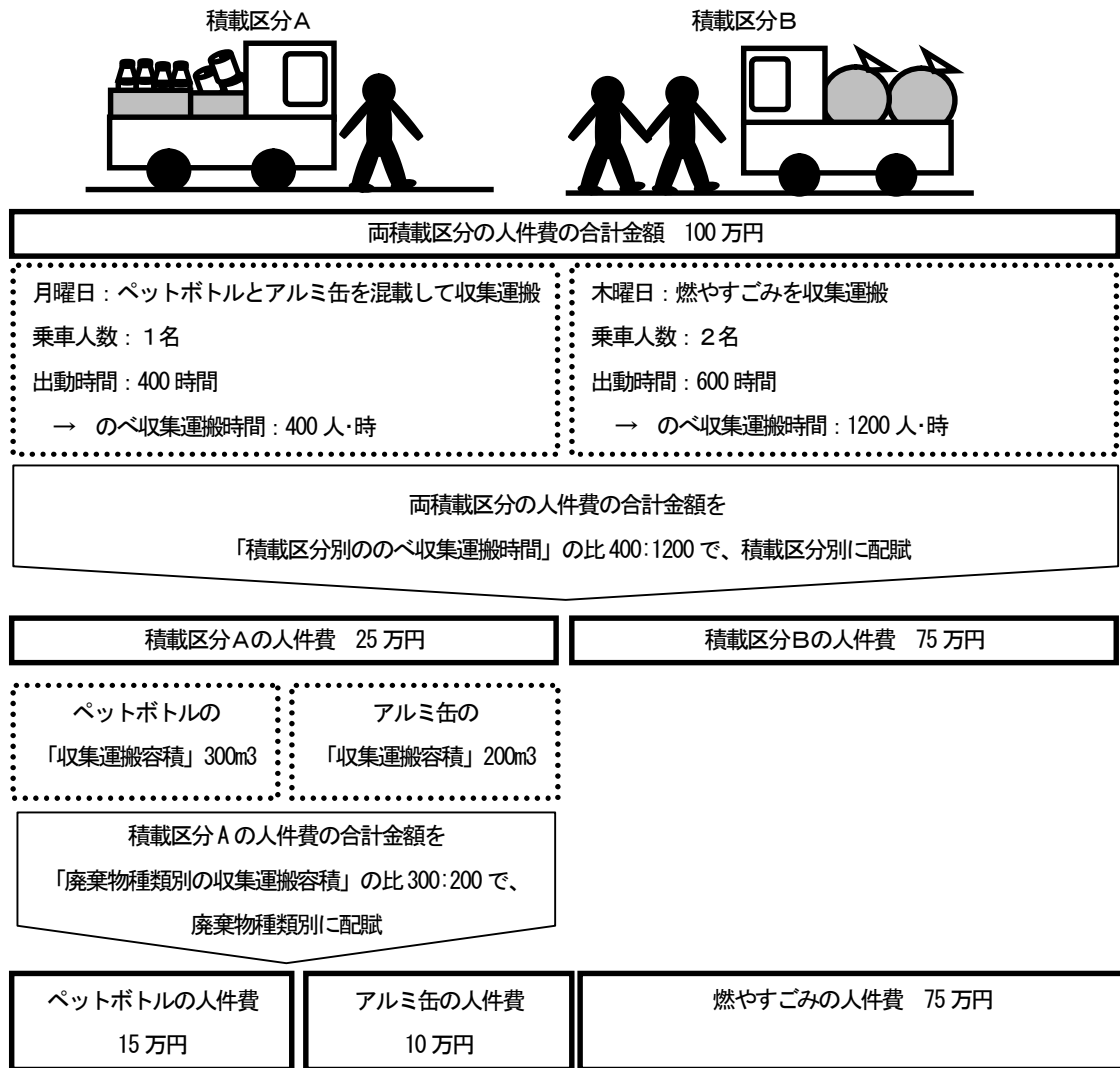


図 2-2 収集運搬部門の人員費の配賦方法

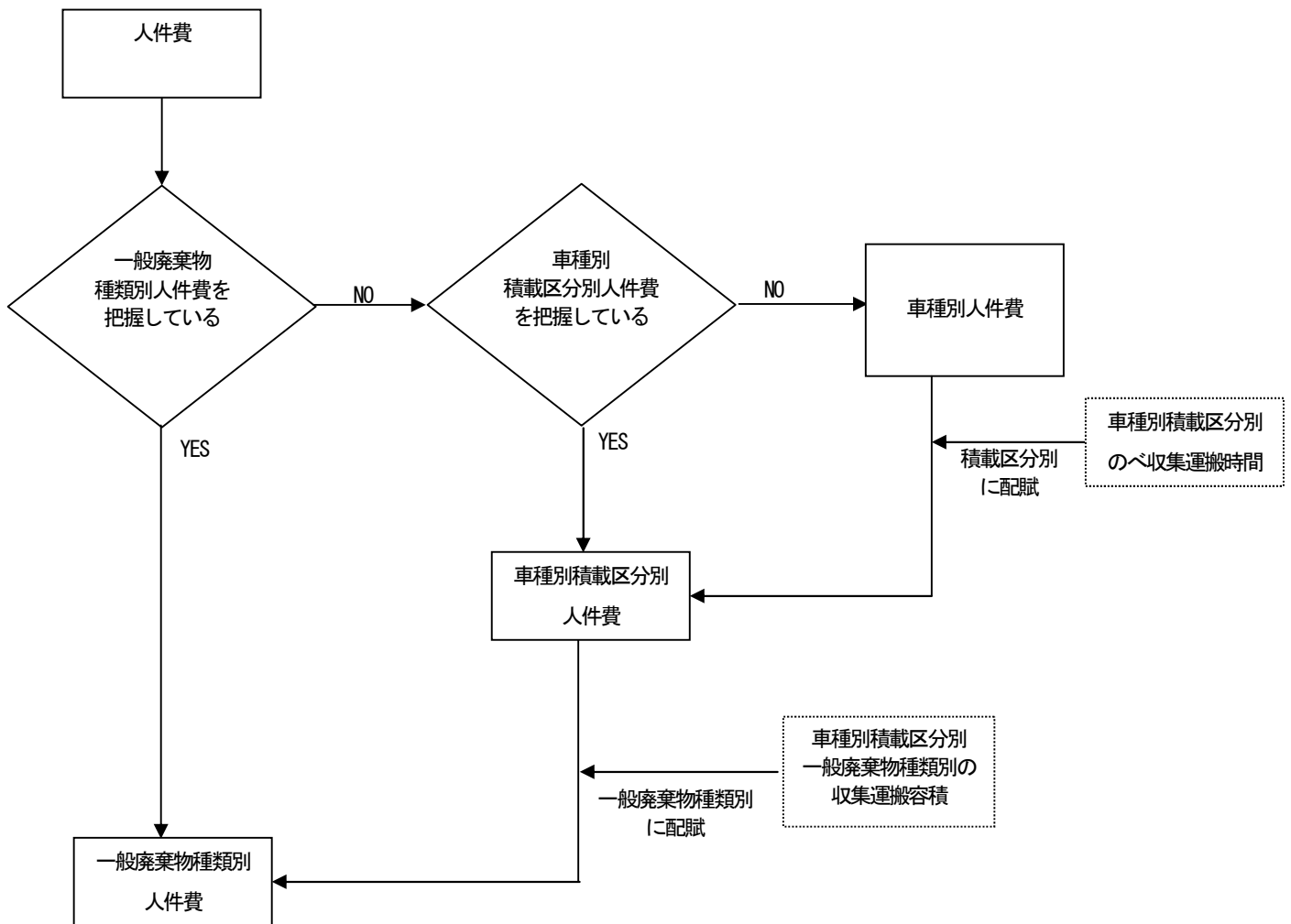


図 2-3 収集運搬部門の人件費の算出フロー

(2) 物件費

- ・ 収集運搬に係る物件費を「委託料もしくは組合負担金」、「車両に係る物件費」、「施設に係る物件費」、「車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費」及び「その他共通の物件費」に分類する。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」以外の物件費の中で、車両に係るものを「車両に係る物件費」、施設に係るものを「施設に係る物件費」という。ここでいう施設は、一般廃棄物の中継運搬施設・積替保管施設等一般廃棄物の収集運搬に係る施設を指す。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」、「車両に係る物件費」、「施設に係る物件費」以外の物件費の中で、特定の一般廃棄物種類に係る物件費を「車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費」という。例えば、びん缶分別用のコンテナ、カラス防止用ネット等収集ステーションの備品等に係る物件費が挙げられる。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」、「車両に係る物件費」、「施設に係る物件費」、「車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費」以外の物件費を「その他の共通の物件費」という。

①委託料もしくは組合負担金

- ・ 委託料もしくは組合負担金を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別の委託料もしくは組合負担金を把握できない場合には、委託区分別委託料もしくは組合負担金を把握する。委託区分別委託料もしくは組合負担金の合計金額を「委託区分別一般廃棄物種類別の収集運搬容積」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の委託料もしくは組合負担金を算出する。

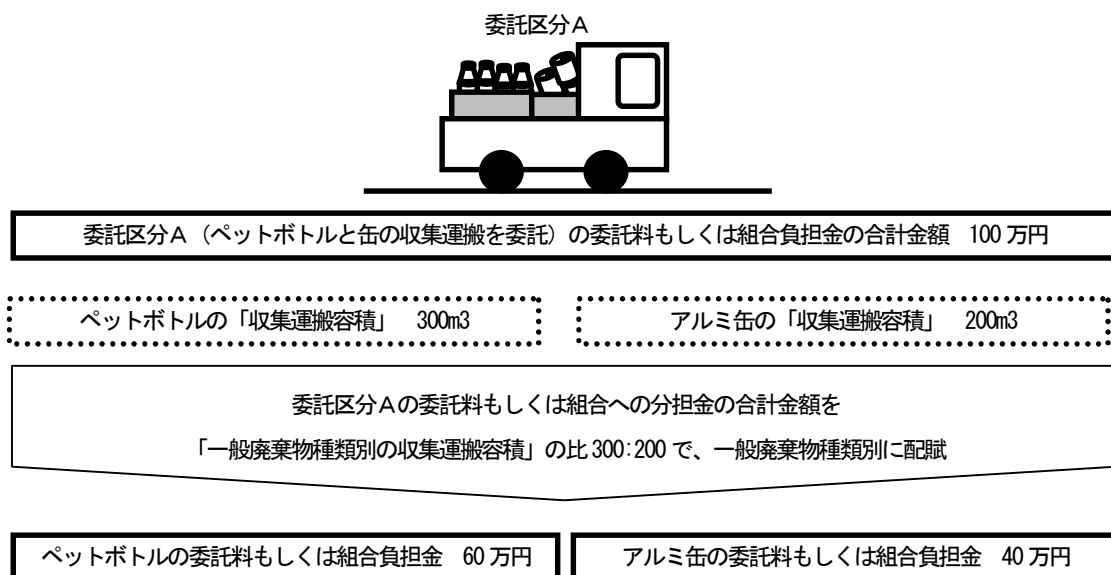


図 2-4 収集運搬部門の委託料もしくは組合負担金の配賦方法

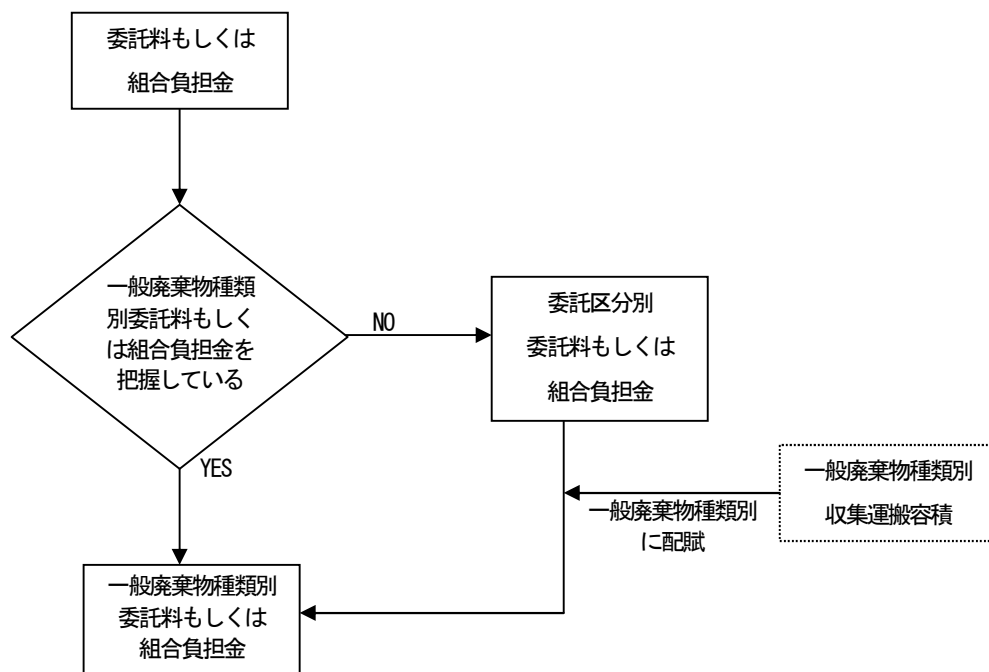


図 2-5 収集運搬部門の委託料もしくは組合負担金の算出フロー

②車両に係る物件費

- ・ 車両に係る物件費を、車種別に把握する。
- ・ さらに、車種別車両に係る物件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 車種別一般廃棄物種類別の車両に係る物件費を把握できない場合は、車種別積載区分別車両に係る物件費を把握する。車種別車両に係る物件費の合計金額を「車種別積載区分別の稼働時間」の比で車種別積載区分別に配賦し、車種別積載区分別車両に係る物件費を算出する。
- ・ 車種別積載区分別車両に係る物件費を「車両別積載区分別一般廃棄物種類別の収集運搬容積」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の車両に係る物件費を算出する。

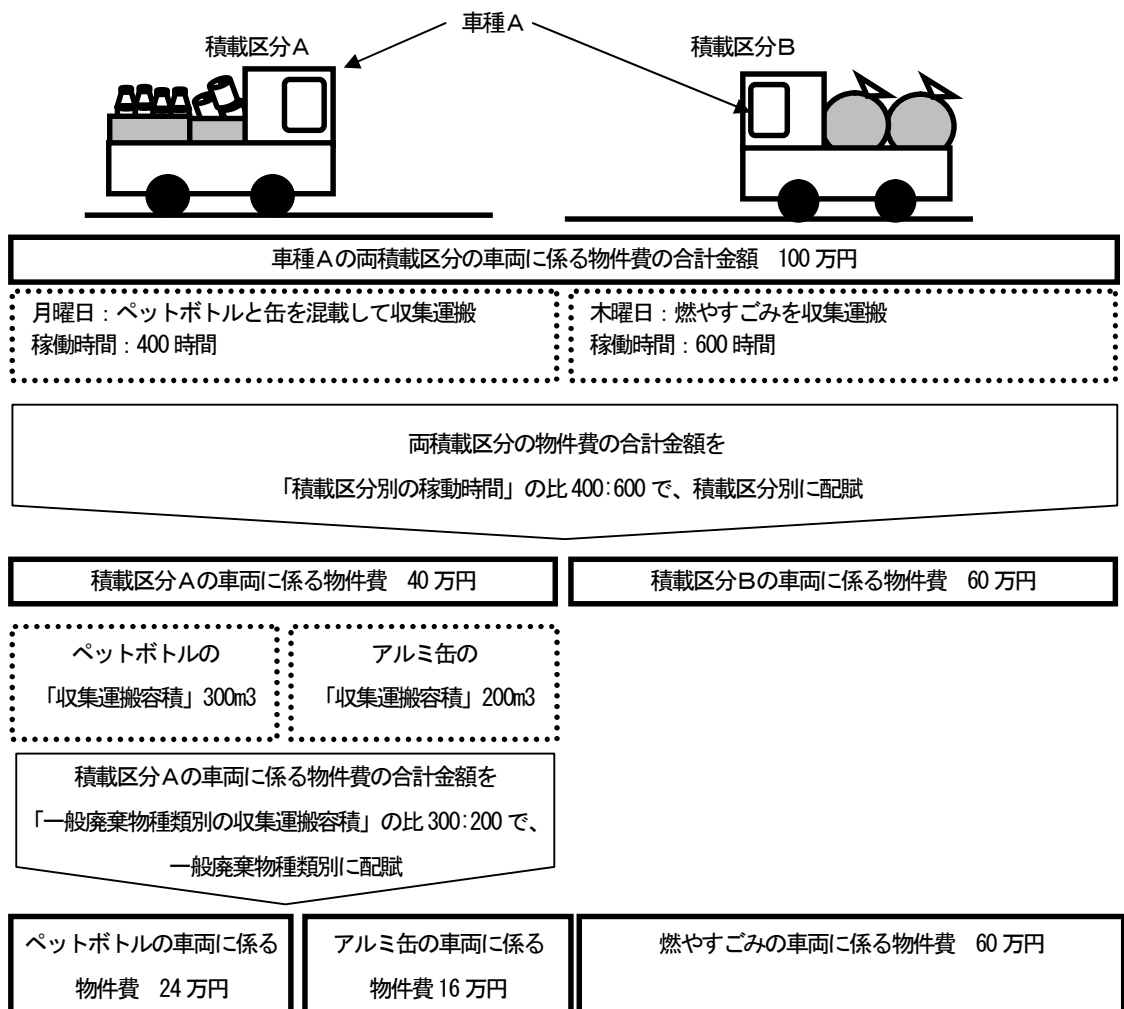


図 2-6 収集運搬部門の車両に係る物件費の配賦方法

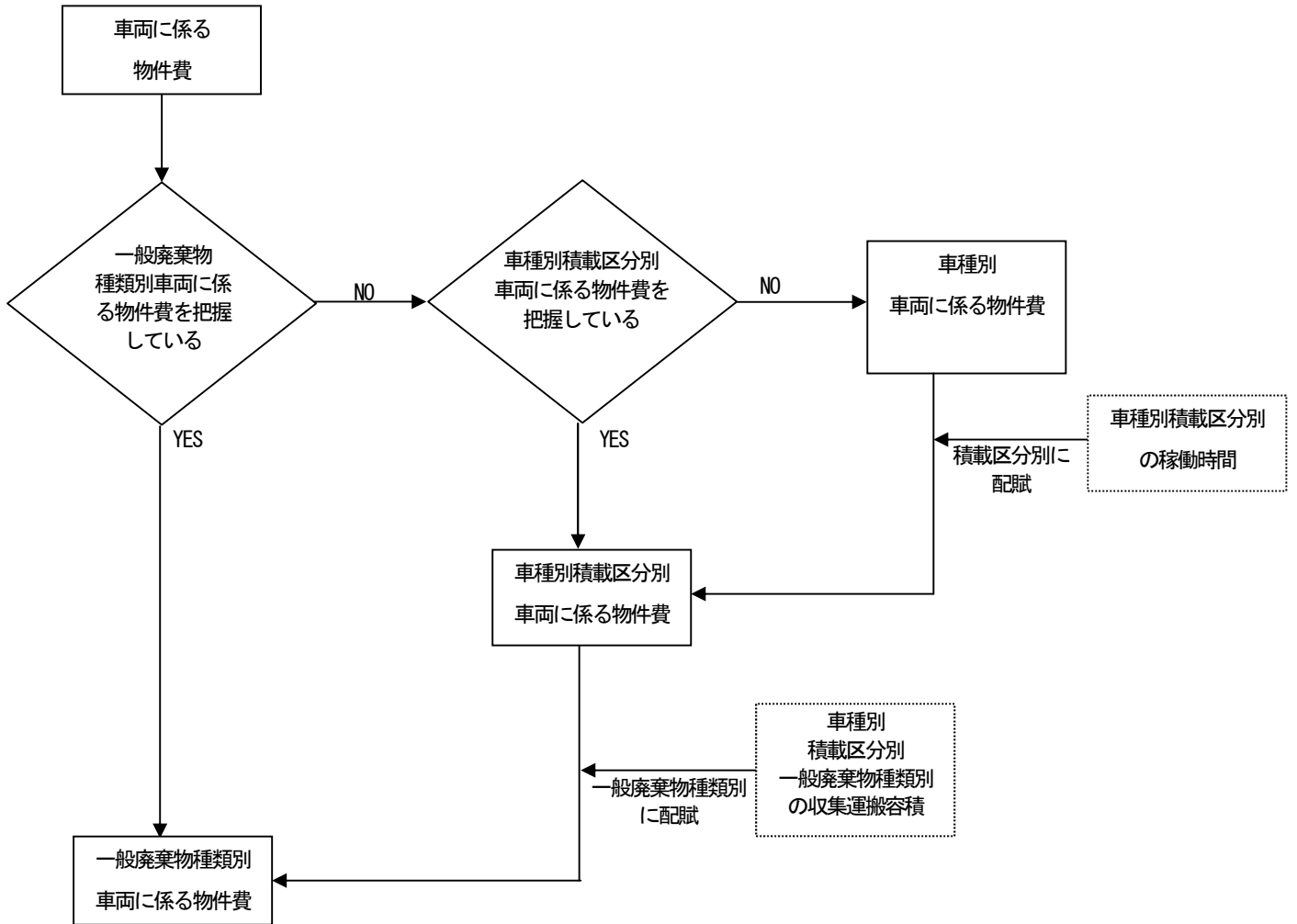


図 2-7 収集運搬部門の車両に係る物件費の算出フロー

③施設に係る物件費

- ・ 施設に係る物件費を、施設別に把握する。
- ・ さらに、施設毎の施設に係る物件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 施設毎一般廃棄物種類別の施設に係る物件費を把握できない場合は、施設毎の施設に係る物件費の合計金額を「施設毎一般廃棄物種類別の収集運搬容積」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の施設に係る物件費を算出する。

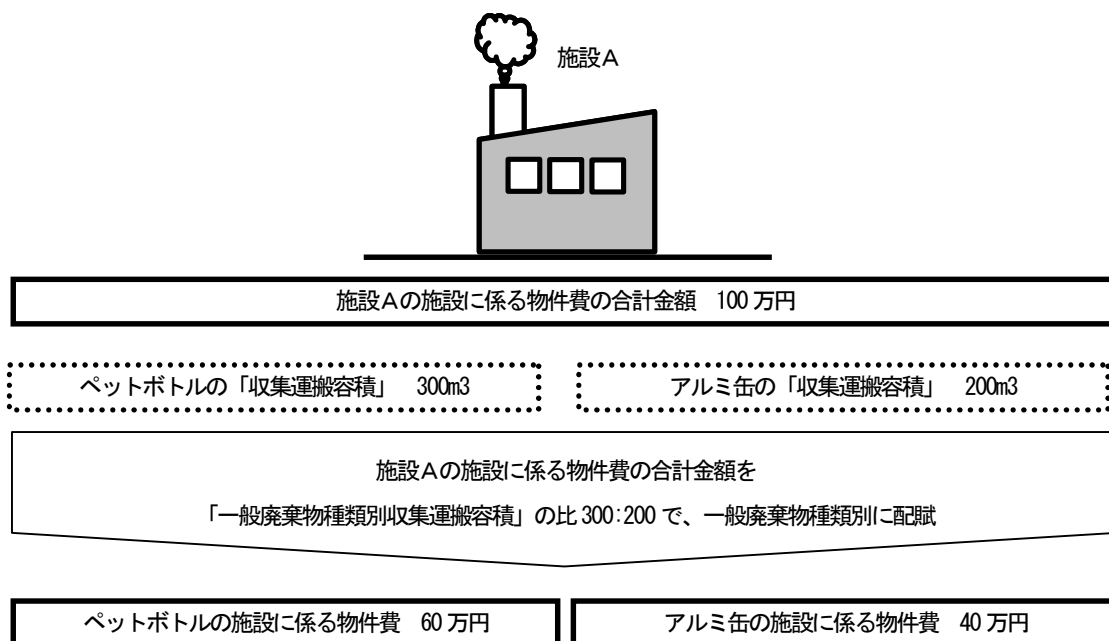


図 2-8 収集運搬部門の施設に係る物件費の配賦方法

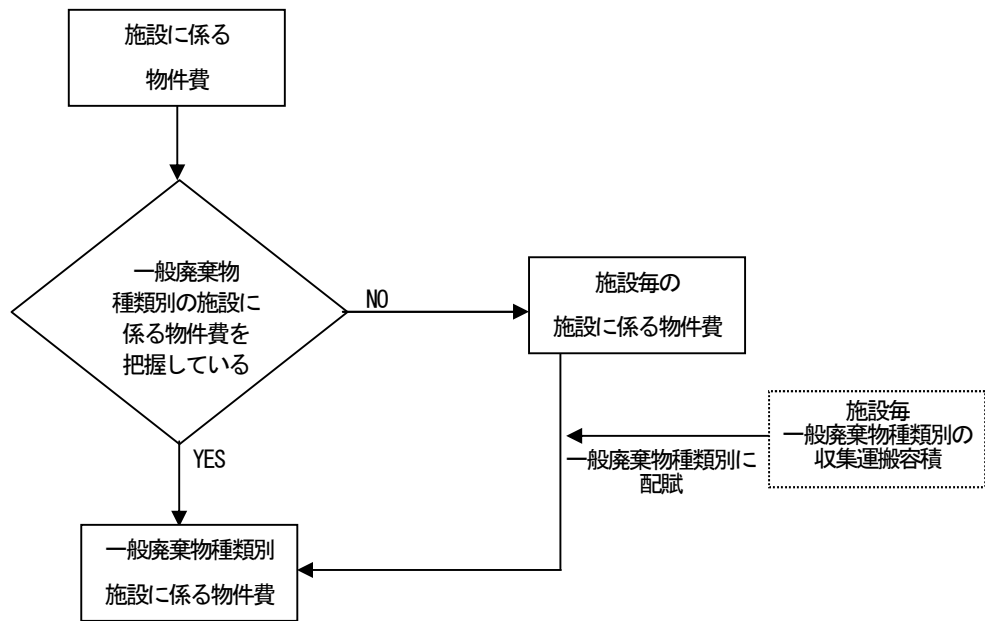


図 2-9 収集運搬部門の施設に係る物件費の算出フロー

④車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費

- ・ 車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費として、分別コンテナや収集ステーションの備品等に係る物件費が該当する。
- ・ 車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費を一般廃棄物種類別に把握できない場合は、複数の一般廃棄物種類の車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費の合計金額を「一般廃棄物種類別の収集運搬容積」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費を算出する。

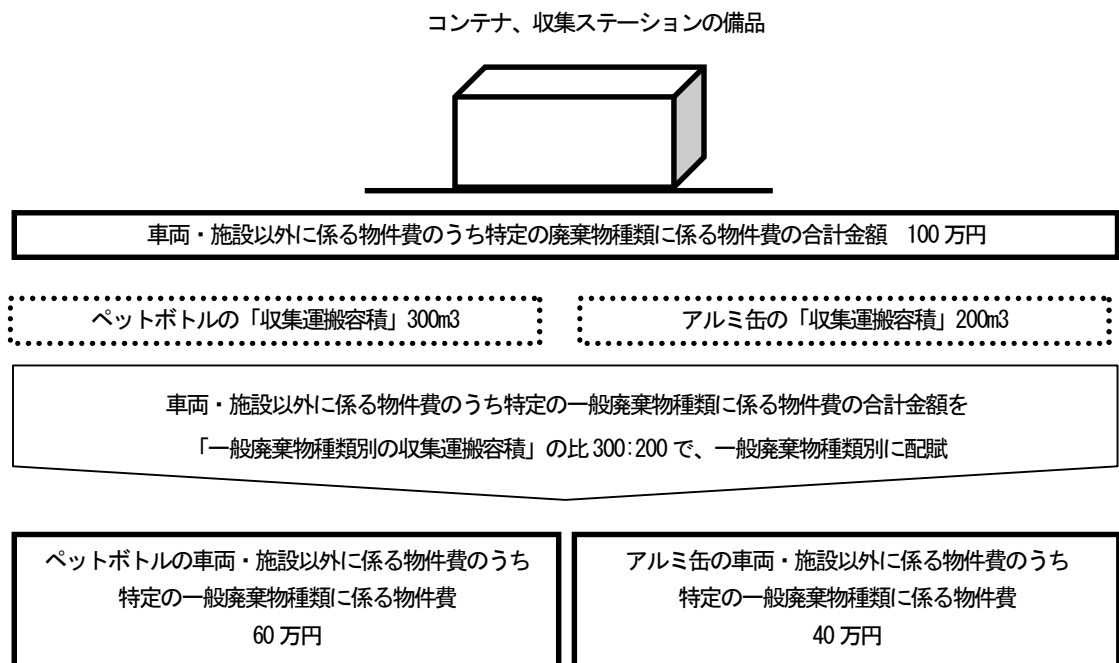


図 2-10 収集運搬部門の車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費の配賦方法

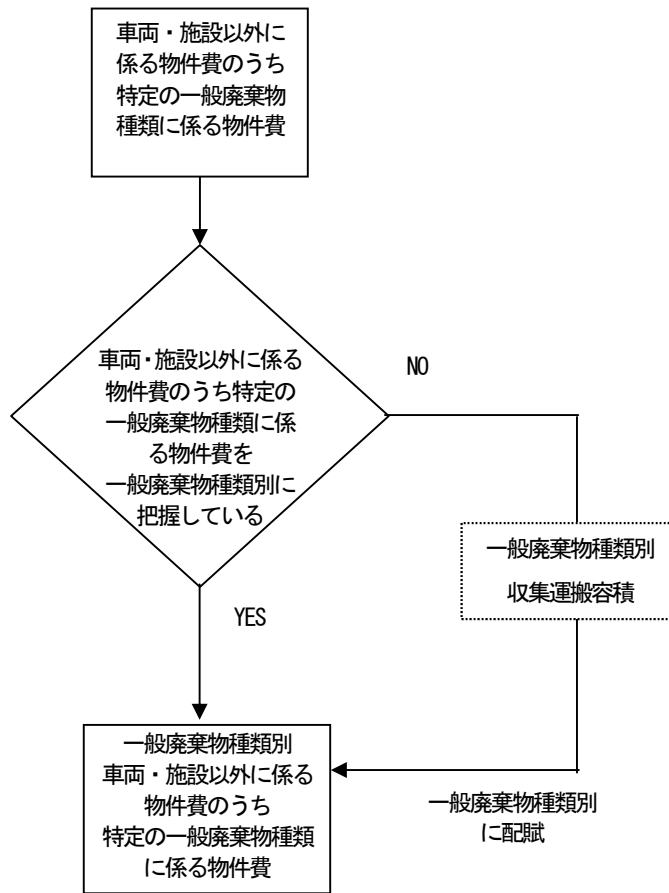


図 2-1 1 収集運搬部門の車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費の算出フロー

⑤その他共通の物件費

- ・ その他共通の物件費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、車両に係る物件費、施設に係る物件費、車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別のその他共通の物件費を算出する。

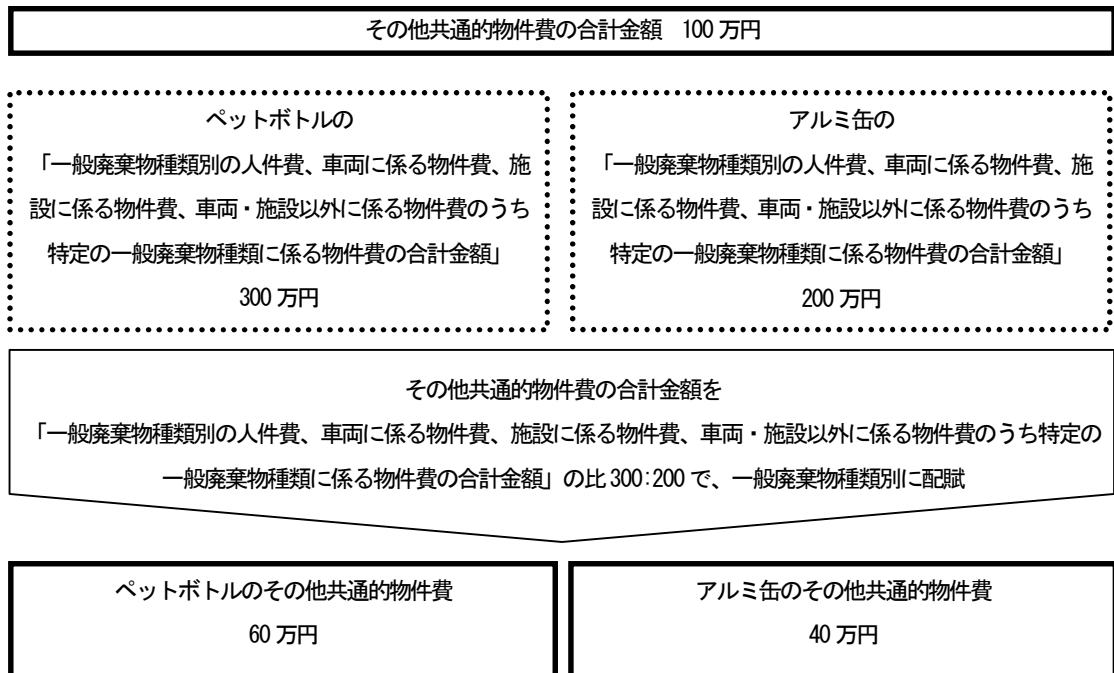


図 2-12 収集運搬部門のその他共通の物件費の配賦方法

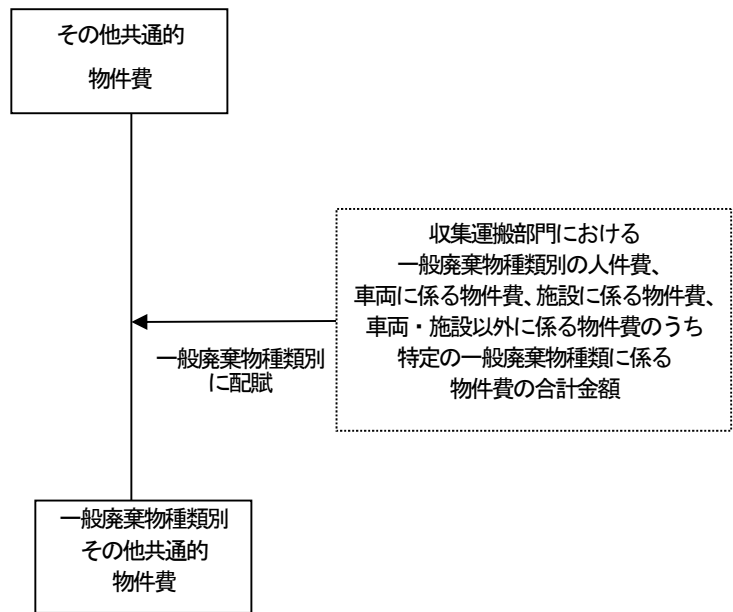


図 2-13 収集運搬部門のその他共通物件費の算出フロー

(3) 経費

- ・ 経費を、「特定の施設に係る経費」、「一般廃棄物種類全般に係る経費」に区分する。
- ・ 特定の施設に係る経費は、当該施設の施設に係る物件費と同様の方法で一般廃棄物種類別に配賦する。
- ・ 一般廃棄物種類全般に係る経費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金を除く）の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の経費を算出する。

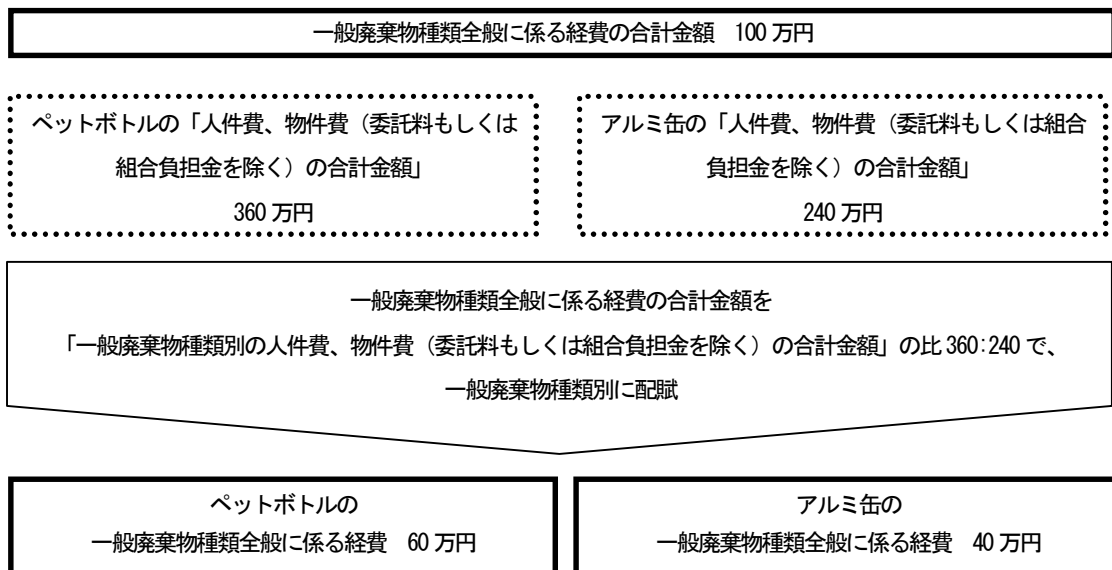


図 2-14 収集運搬部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の配賦方法

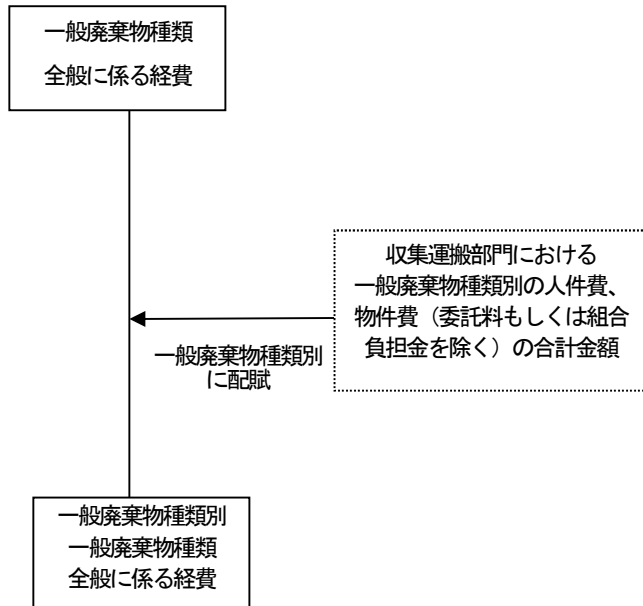


図 2-15 収集運搬部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の算出フロー

2. 4. 4. 2 中間処理部門

- ・ 中間処理部門の経常業務費用には、人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金、施設に係る物件費、その他共通の物件費）及び経費が含まれる。

(1) 人件費

- ・ 中間処理部門の作業人員の人件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別の人件費を把握できない場合は、施設別の人件費を把握する。
- ・ 施設別の人件費の合計金額を「施設別一般廃棄物種類別の中間処理投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の人件費を算出する。

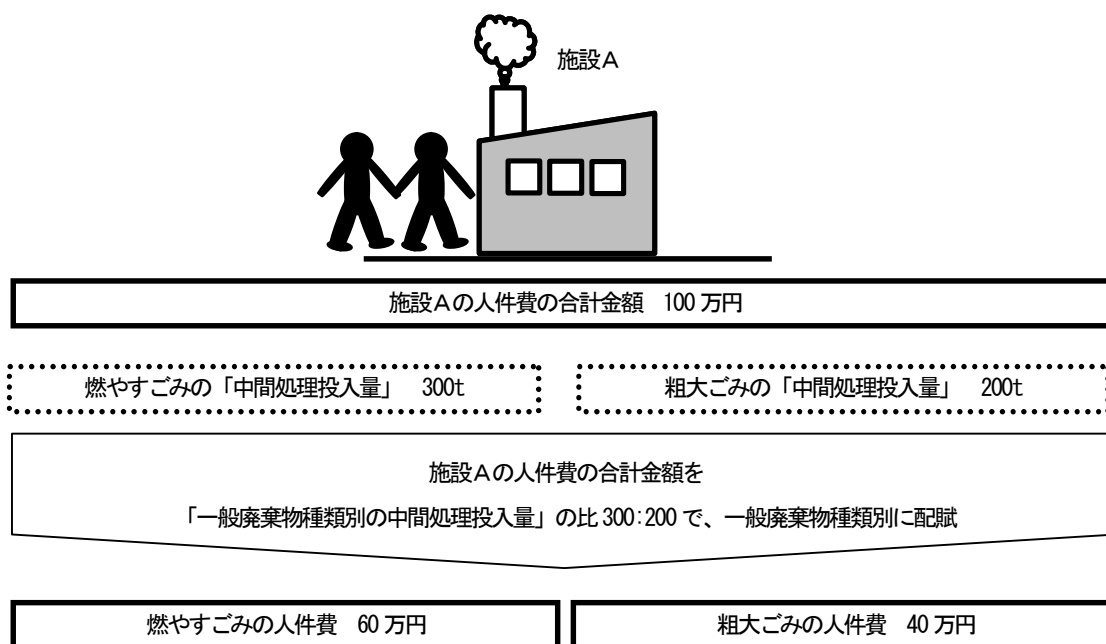


図 2-16 中間処理部門の人件費の配賦方法

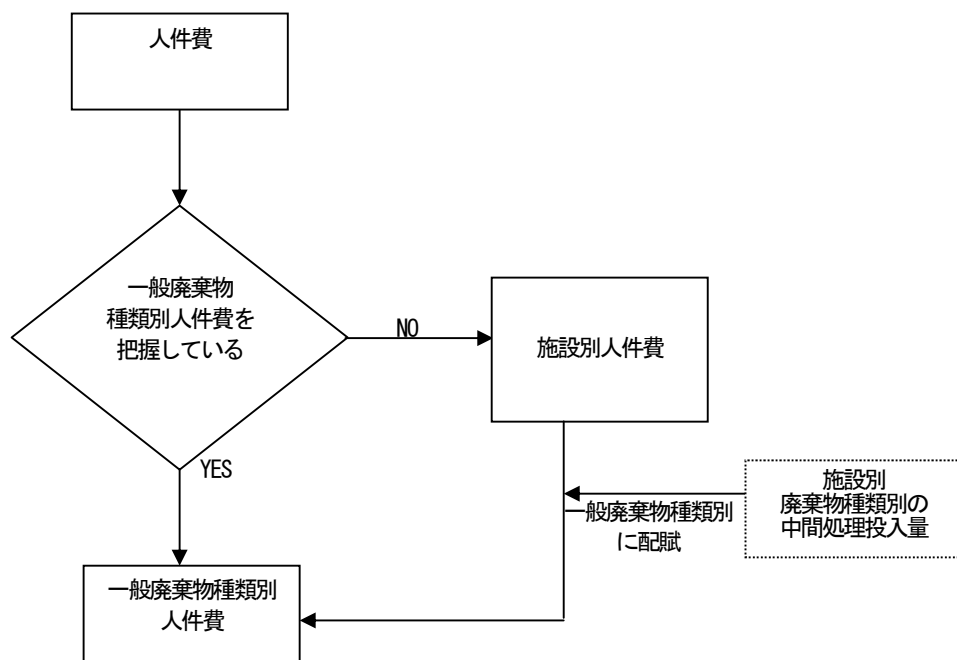


図 2-17 中間処理部門の人件費の算出フロー

(2) 物件費

- ・ 中間処理に係る物件費を「委託料もしくは組合負担金」、「施設に係る物件費」及び「その他共通の物件費」に分類する。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」以外の物件費の中で、施設に係るものを「施設に係る物件費」という。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」、「施設に係る物件費」以外の物件費を「その他共通の物件費」という。

①委託料もしくは組合負担金

- ・ 委託料もしくは組合負担金を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別の委託料もしくは組合負担金を把握できない場合は、委託区分別の委託料もしくは組合負担金の合計金額を「委託区分別一般廃棄物種類別の中間処理投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の委託料もしくは組合負担金を算出する。

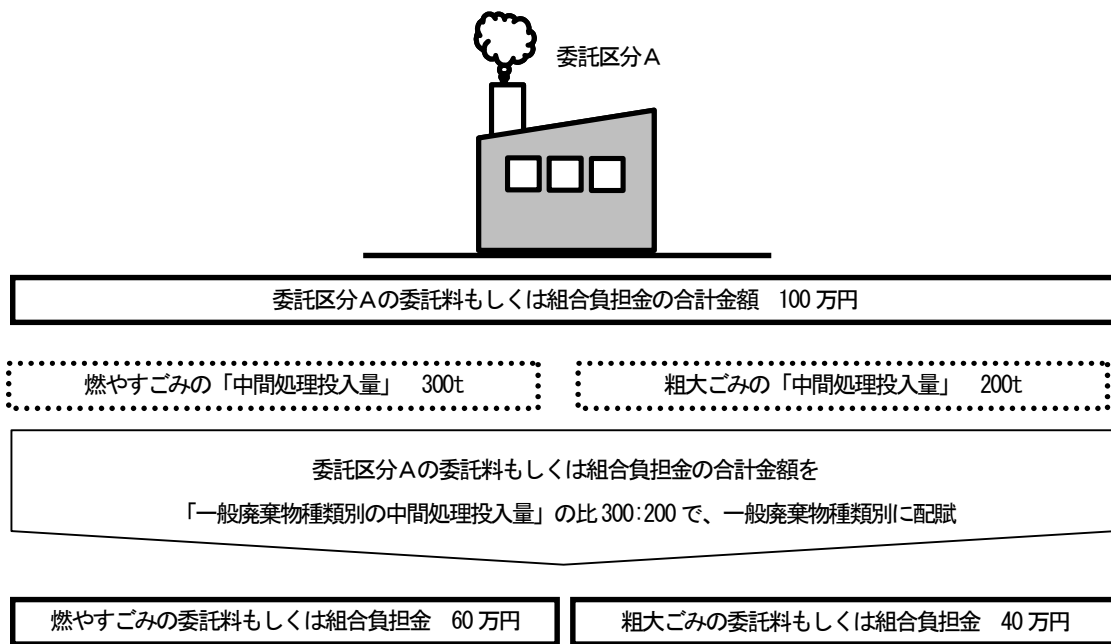


図 2-18 中間処理部門の委託料もしくは組合負担金の配賦方法

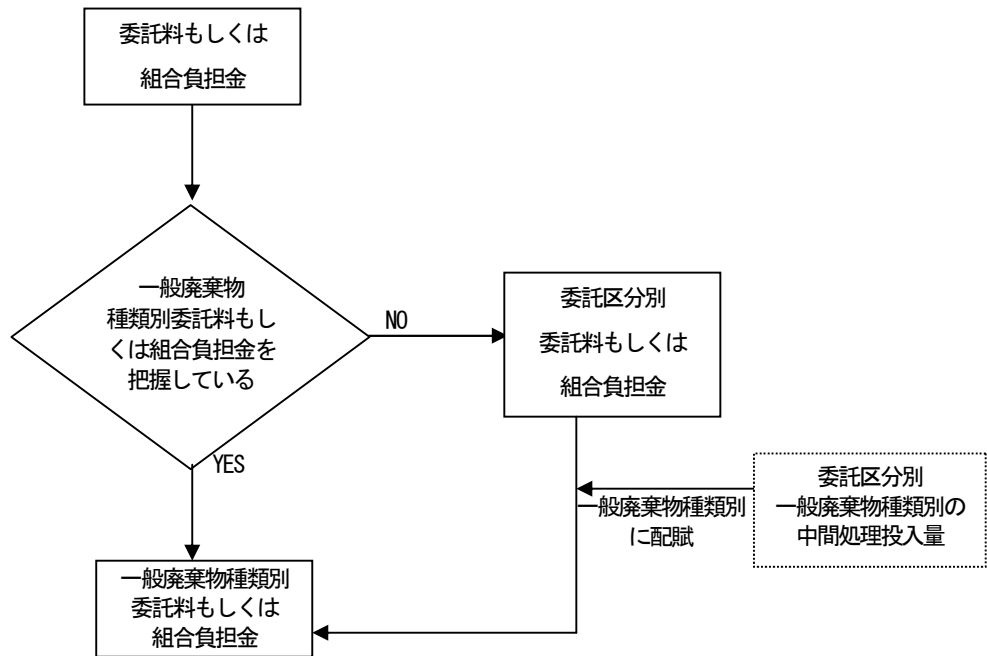


図 2-19 中間処理部門の委託料もしくは組合負担金の算出フロー

②施設に係る物件費

- ・ 施設に係る物件費を、施設別に把握する。
- ・ さらに、施設に係る物件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 施設毎の一般廃棄物種類別の施設に係る物件費を把握できない場合は、施設毎の施設に係る物件費の合計金額を「施設毎一般廃棄物種類別の中間処理投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の施設に係る物件費を算出する。

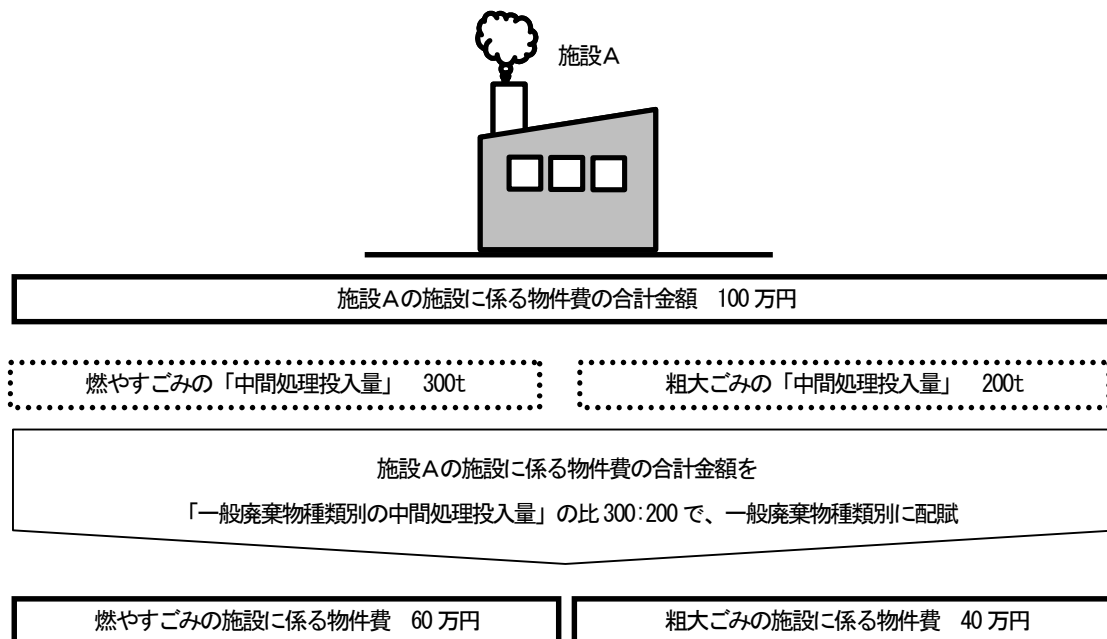


図 2-20 中間処理部門の施設に係る物件費の配賦方法

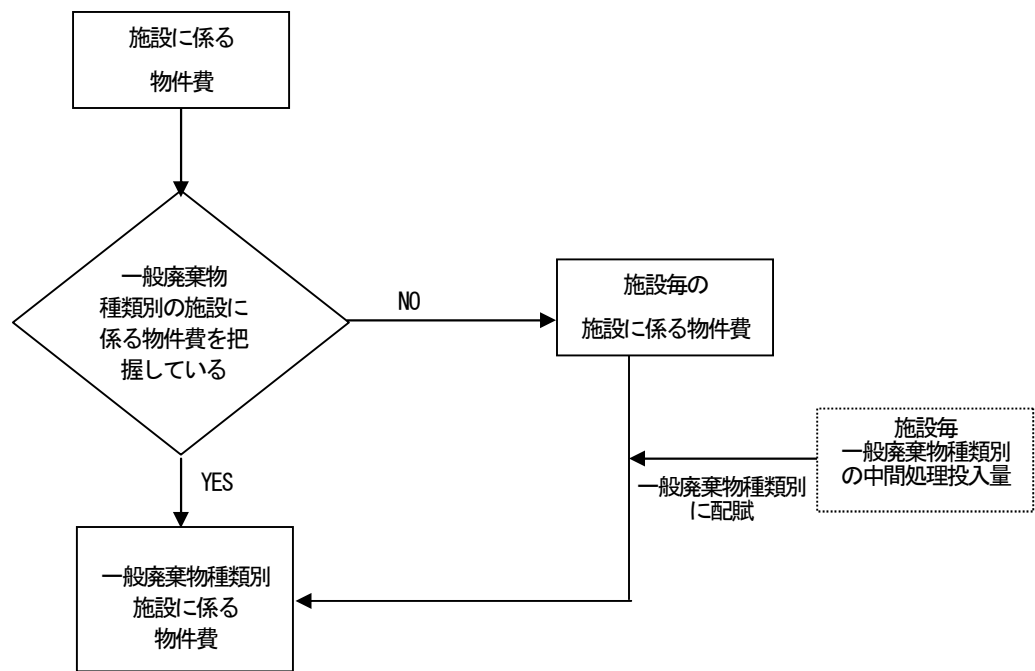


図 2-2 1 中間処理部門の施設に係る物件費の算出フロー

③その他共通の物件費

- ・ その他共通の物件費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、施設に係る物件費の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別のその他共通の物件費を算出する。



図 2-2 2 中間処理部門のその他共通の物件費の配賦方法

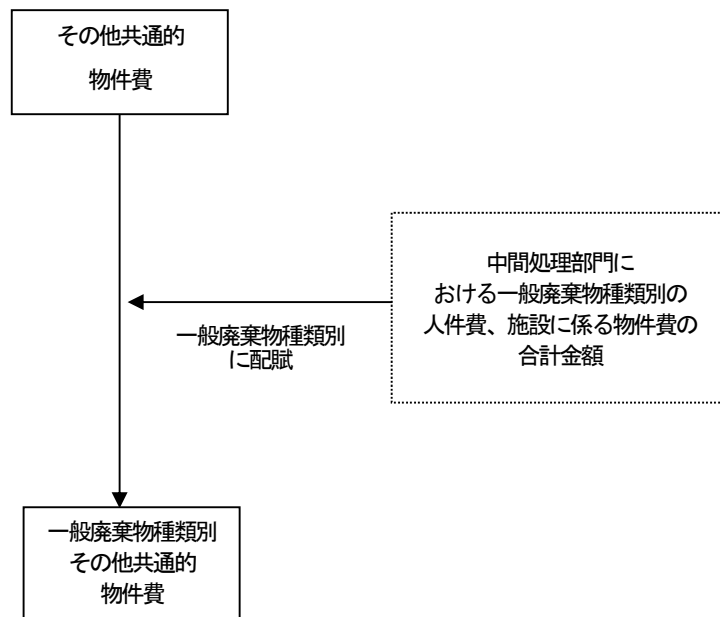


図 2-23 中間処理部門のその他共通的物件費の算出フロー

(3) 経費

- ・ 経費を、「特定の施設に係る経費」、「一般廃棄物種類全般に係る経費」に区分する。
- ・ 特定の施設に係る経費は、当該施設の施設に係る物件費と同様の方法で一般廃棄物種類別に配賦する。
- ・ 一般廃棄物種類全般に係る経費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金を除く）の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の経費を算出する。

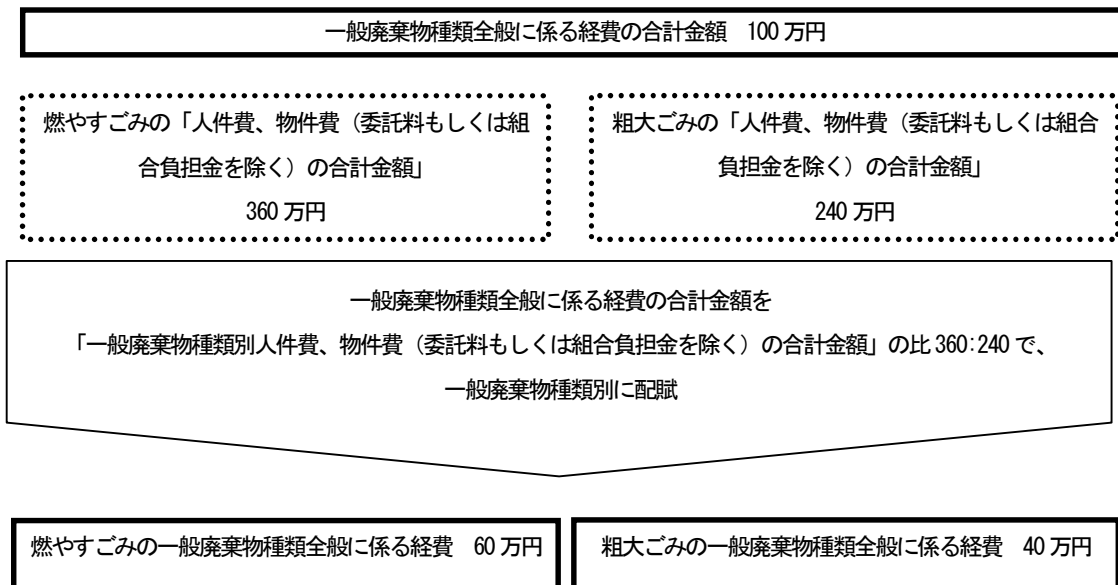


図 2-24 中間処理部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の配賦方法

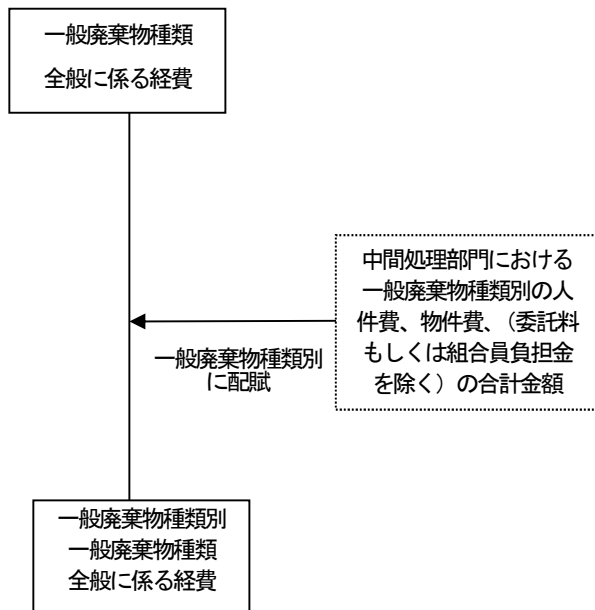


図 2-25 中間処理部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の算出フロー

2. 4. 4. 3 最終処分部門

- ・ 最終処分部門の経常業務費用には、人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金、施設に係る物件費、その他共通の物件費）及び経費が含まれる。
- ・ なお、埋立処分が終了し、維持管理のみを行っている最終処分場に係る費用は、原価計算には含まず、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の管理部門「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」に計上する。

(1) 人件費

- ・ 最終処分部門の作業人員の人件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別の人件費を把握できない場合は、施設別の人件費を把握する。
- ・ 施設別の人件費の合計金額を「施設別一般廃棄物種類別の最終処分投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の人件費を算出する。

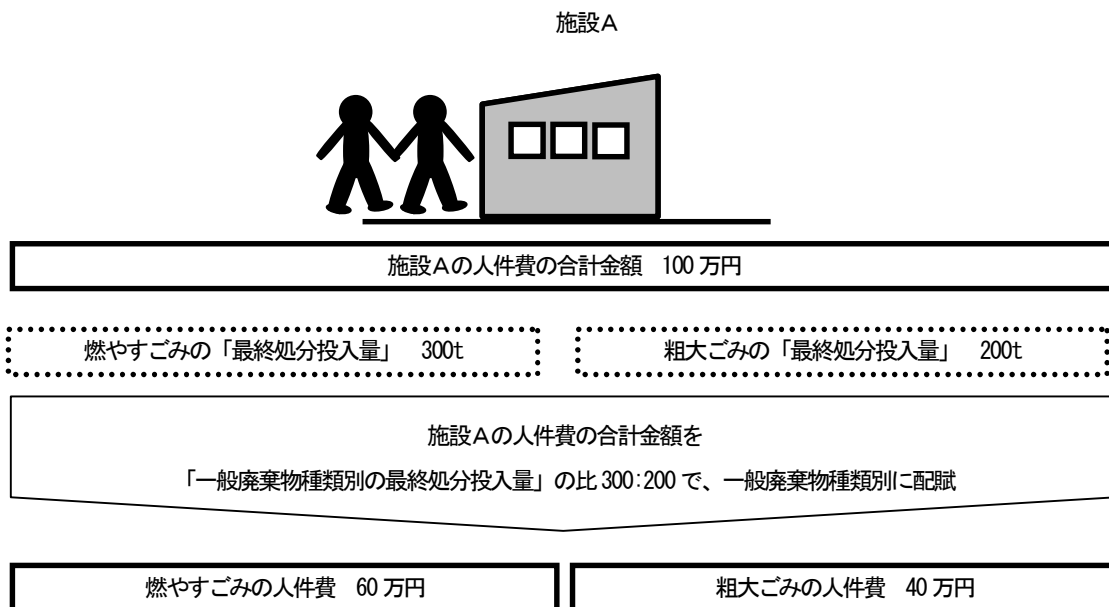


図 2-26 最終処分部門の人件費の配賦方法

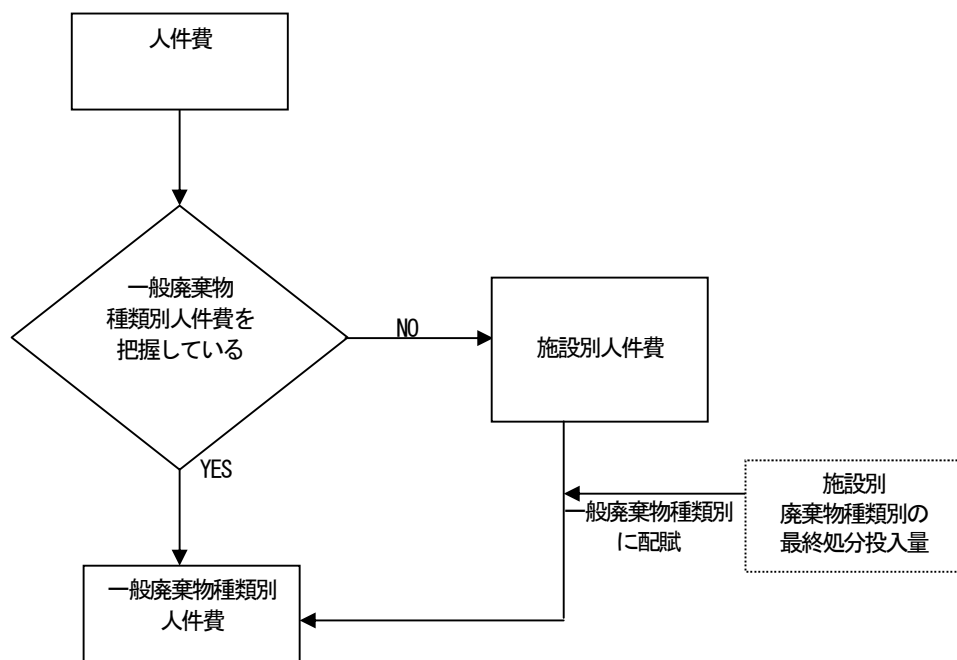


図 2-27 最終処分部門の人件費の算出フロー

(2) 物件費

- ・ 最終処分部門に係る物件費を「委託料もしくは組合負担金」、「施設に係る物件費」及び「その他共通の物件費」に分類する。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」以外の物件費の中で、施設に係るものを施設に係る物件費という。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」、「施設に係る物件費」以外の物件費を「その他共通の物件費」という。

①委託料もしくは組合負担金

- ・ 委託料もしくは組合負担金を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別の委託料もしくは組合負担金を把握できない場合は、委託区分別の委託料もしくは組合負担金の合計金額を「委託区分別一般廃棄物種類別の最終処分投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の委託料もしくは組合負担金を算出する。

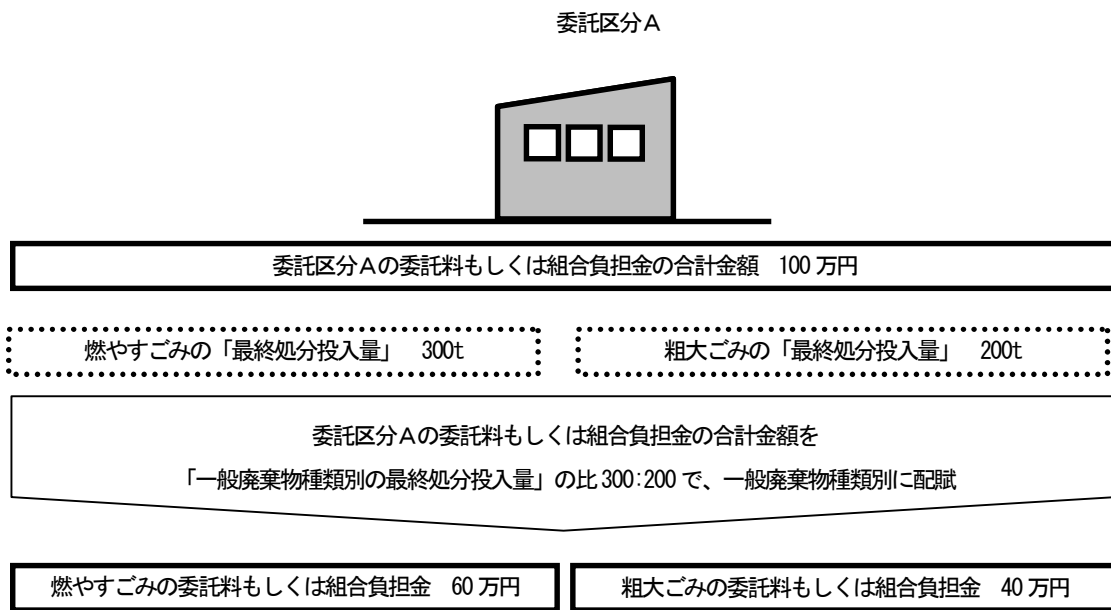


図 2-28 最終処分部門の委託料もしくは組合負担金の配賦方法

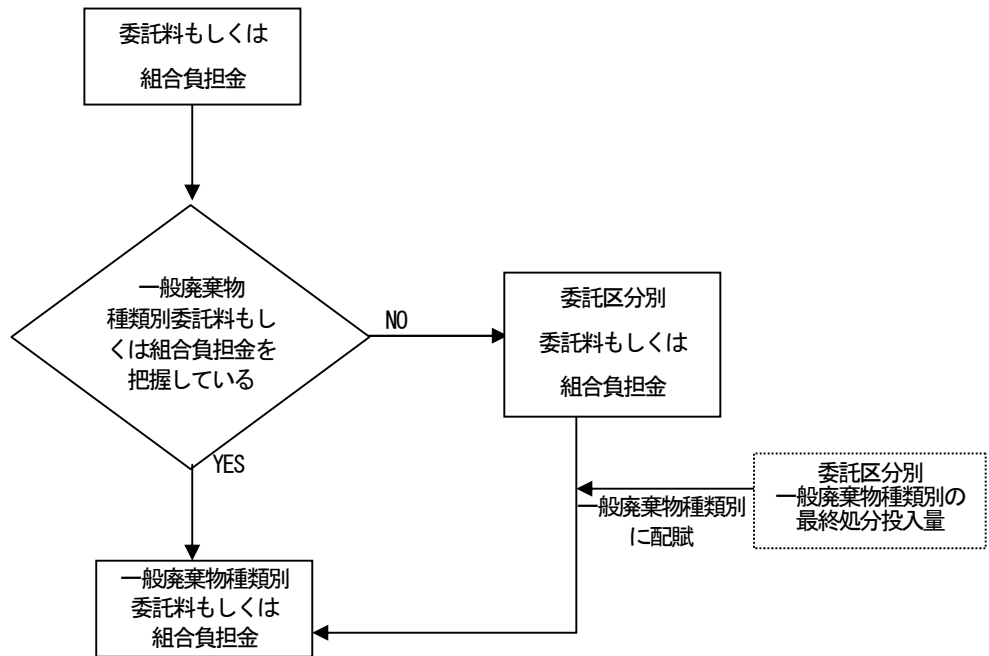


図 2-29 最終処分部門の委託料もしくは組合負担金の算出フロー

②施設に係る物件費

- ・ 施設に係る物件費を、施設別に把握する。
- ・ さらに、施設に係る物件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 施設毎の一般廃棄物種類別の施設に係る物件費を把握できない場合は、施設毎の施設に係る物件費の合計金額を「施設毎一般廃棄物種類別の最終処分投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の施設に係る物件費を算出する。

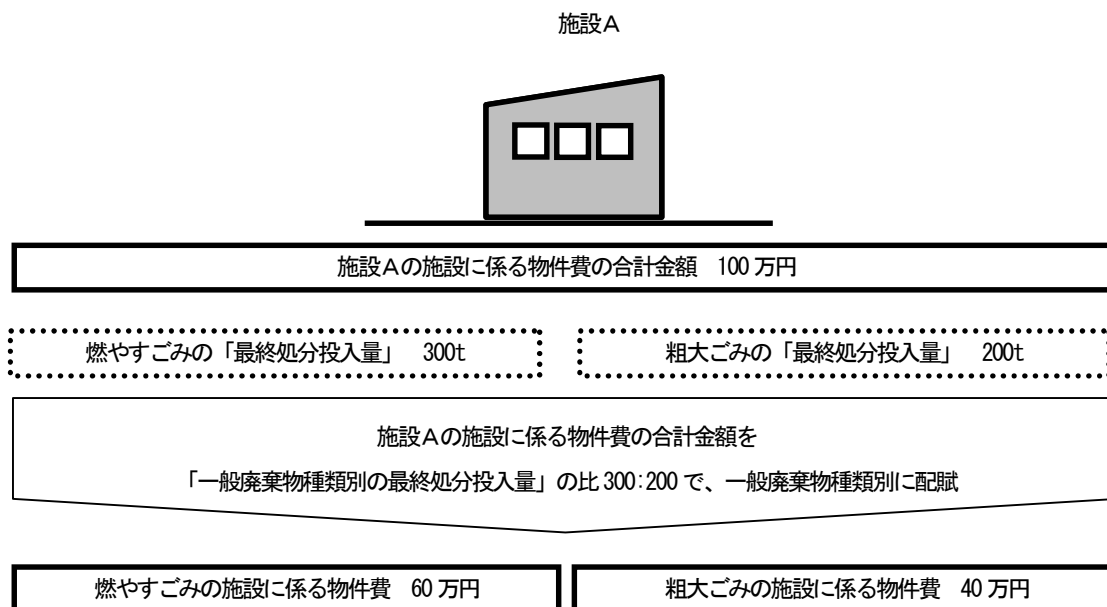


図 2-30 最終処分部門の施設に係る物件費の配賦方法

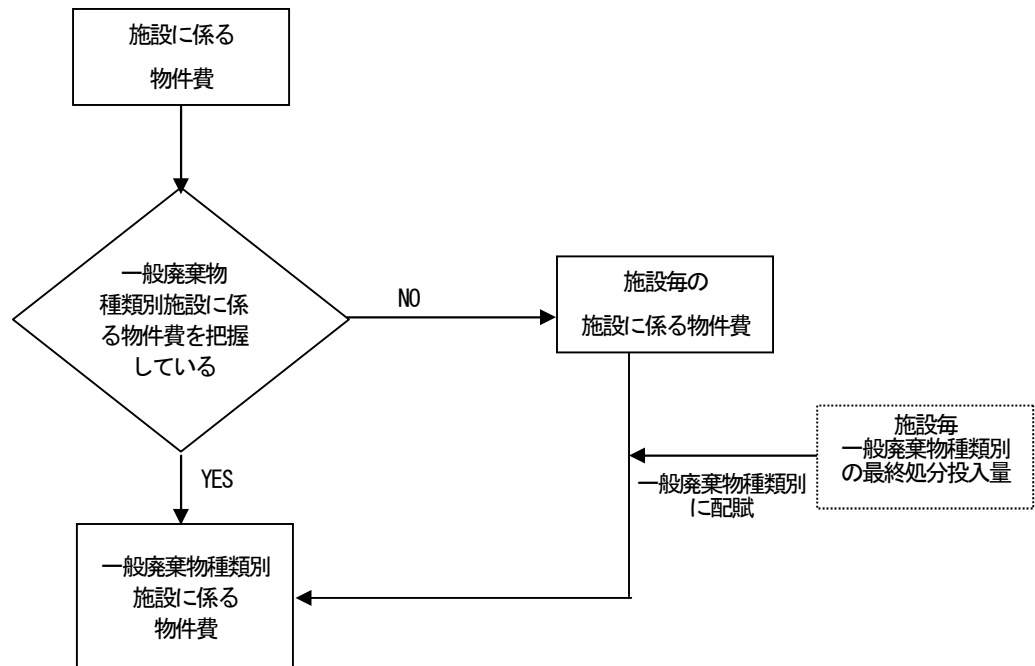


図 2-3 1 最終処分部門の施設に係る物件費の算出フロー

③その他共通の物件費

- ・ その他共通の物件費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、施設に係る物件費の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別のその他共通の物件費を算出する。

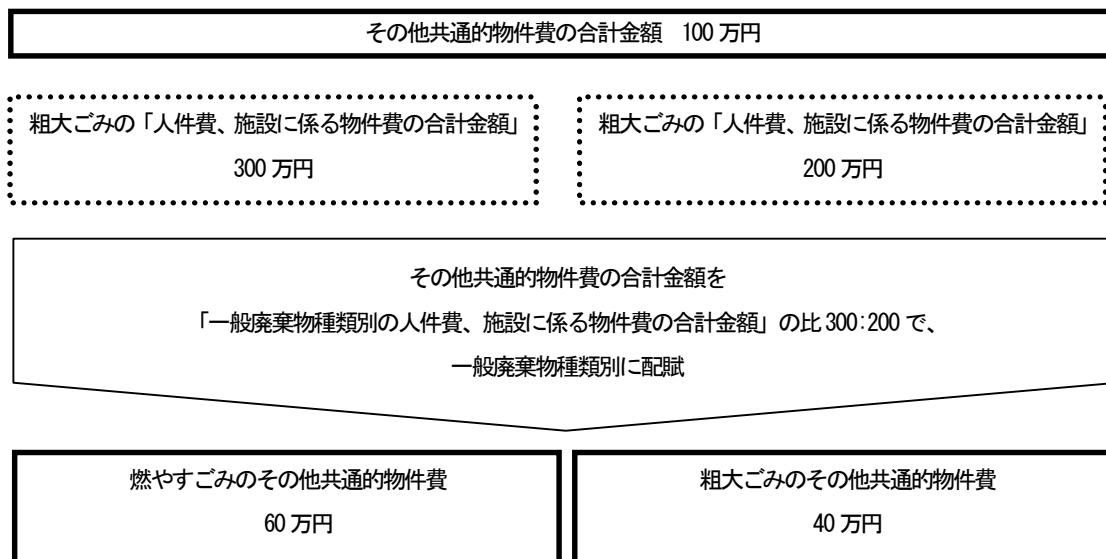


図 2-3 2 最終処分部門のその他共通の物件費の配賦方法

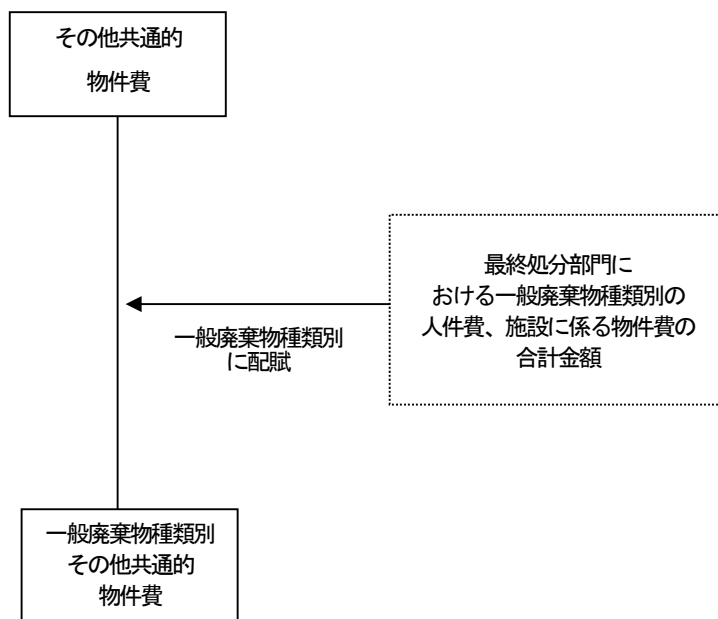


図 2-33 最終処分部門のその他共通物件費の算出フロー

(3) 経費

- ・ 経費を、「特定の施設に係る経費」、「一般廃棄物種類全般に係る経費」に区分する。
- ・ 特定の施設に係る経費は、当該施設の施設に係る物件費と同様の方法で一般廃棄物種類別に配賦する。
- ・ 一般廃棄物種類全般に係る経費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金を除く）の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の経費を算出する。

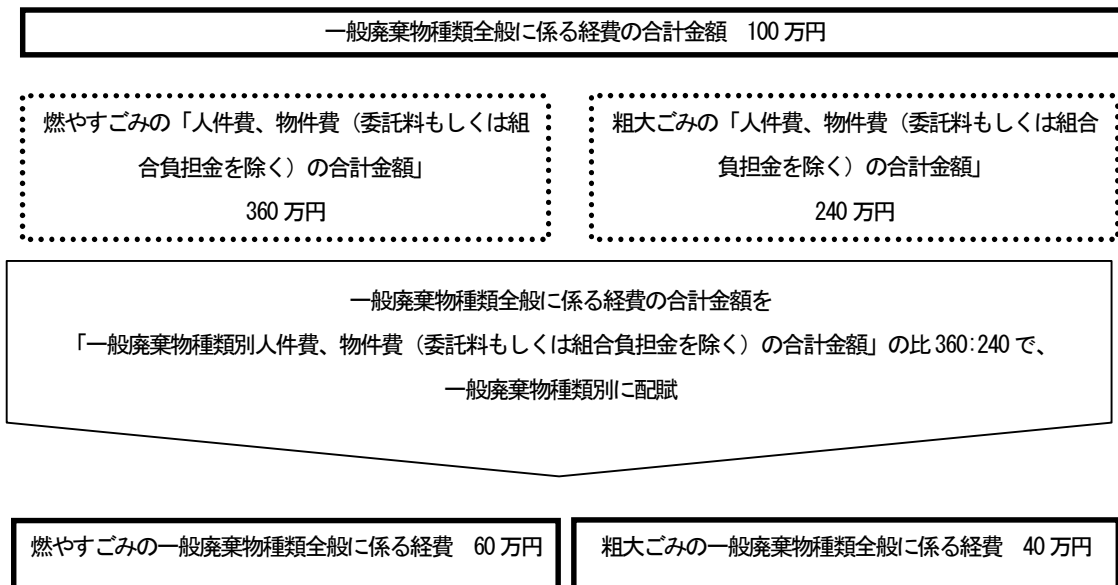


図 2-34 最終処分部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の配賦方法

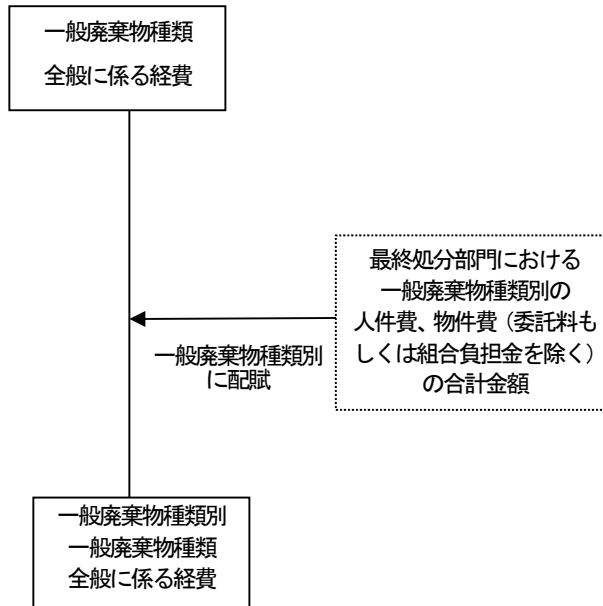


図 2-35 最終処分部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の算出フロー

2. 4. 4. 4 資源化部門

- ・ 資源化部門の経常業務費用には、人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金、施設に係る物件費、その他共通の物件費）及び経費が含まれる。

(1) 人件費

- ・ 資源化部門の作業人員の人件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別の人件費を把握できない場合は、施設毎に資源化ライン別の人件費を把握する。
- ・ 施設毎に資源化ライン別の人件費を把握できない場合は、施設毎の人件費の合計金額を「資源化ライン別ののべ稼働時間」の比で資源化ライン別に配賦し、施設毎の資源化ライン別人件費を算出する。
- ・ 施設毎の資源化ライン別人件費の合計金額を「施設毎の一般廃棄物種類別の資源化個数」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別人件費を算出する。
- ・ ただし、対象品目について、資源化個数を把握していない場合は、資源化投入量の比で配賦する。

施設A

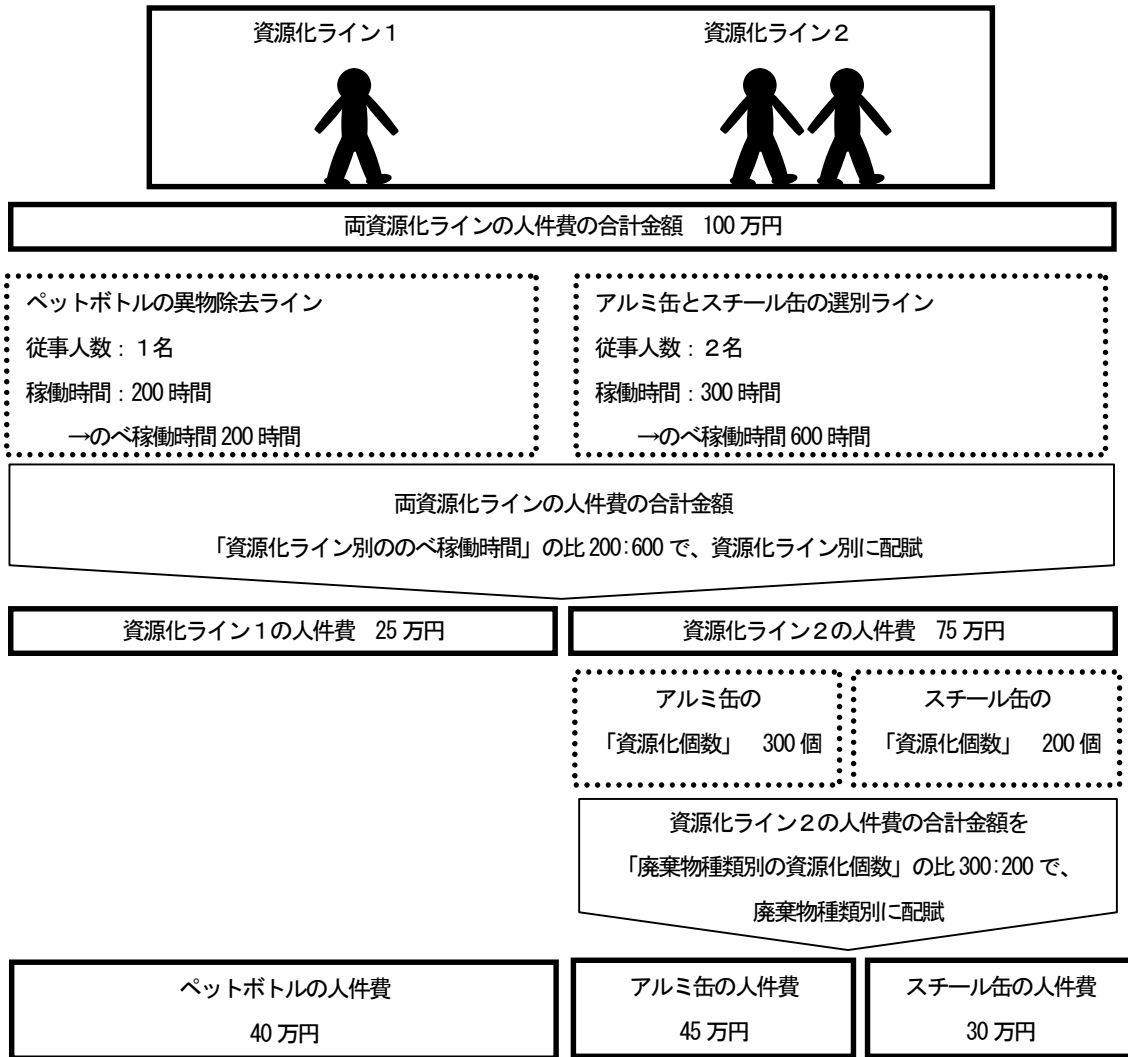


図 2-3 6 資源化部門の person 費の配賦方法

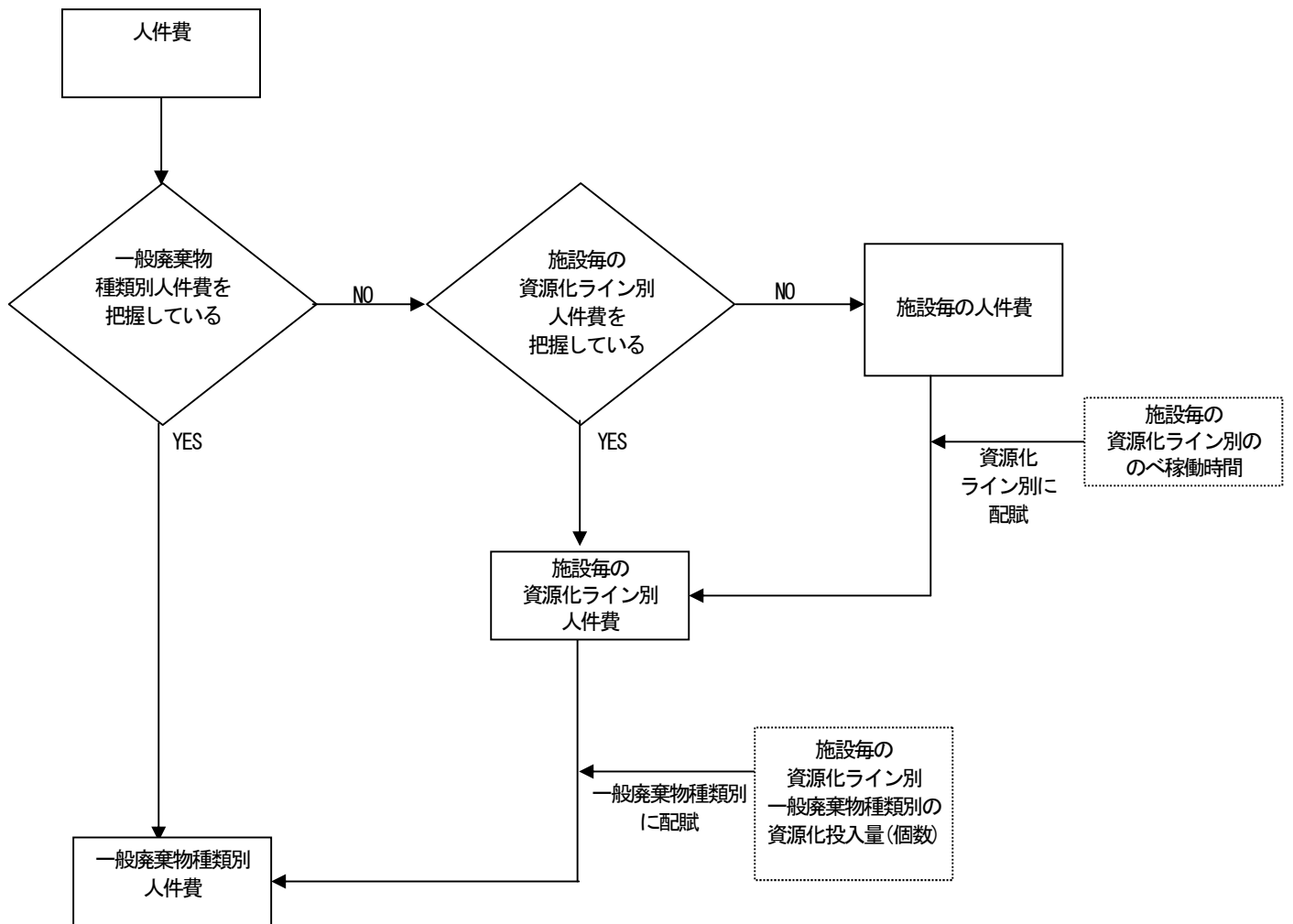


図 2-37 資源化部門の人件費の算出フロー

(2) 物件費

- ・ 資源化に係る物件費を「委託料もしくは組合負担金」、「施設に係る物件費」及び「その他共通の物件費」に分類する。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」以外の物件費の中で、施設に係るものを施設に係る物件費という。
- ・ 物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」、「施設に係る物件費」以外の物件費を「その他共通の物件費」という。

①委託料もしくは組合負担金

- ・ 委託料もしくは組合負担金を、一般廃棄物種類別に把握する。
- ・ 一般廃棄物種類別委託料もしくは組合負担金を把握できない場合は、委託区分別の委託料もしくは組合負担金の合計金額を「委託区分別一般廃棄物種類別の資源化投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別委託料もしくは組合負担金を算出する。
- ・ ただし、対象品目について、資源化個数を把握している場合あるいは資源化個数換算可能な場合は、資源化投入量の比ではなく、資源化個数の比で配賦する。

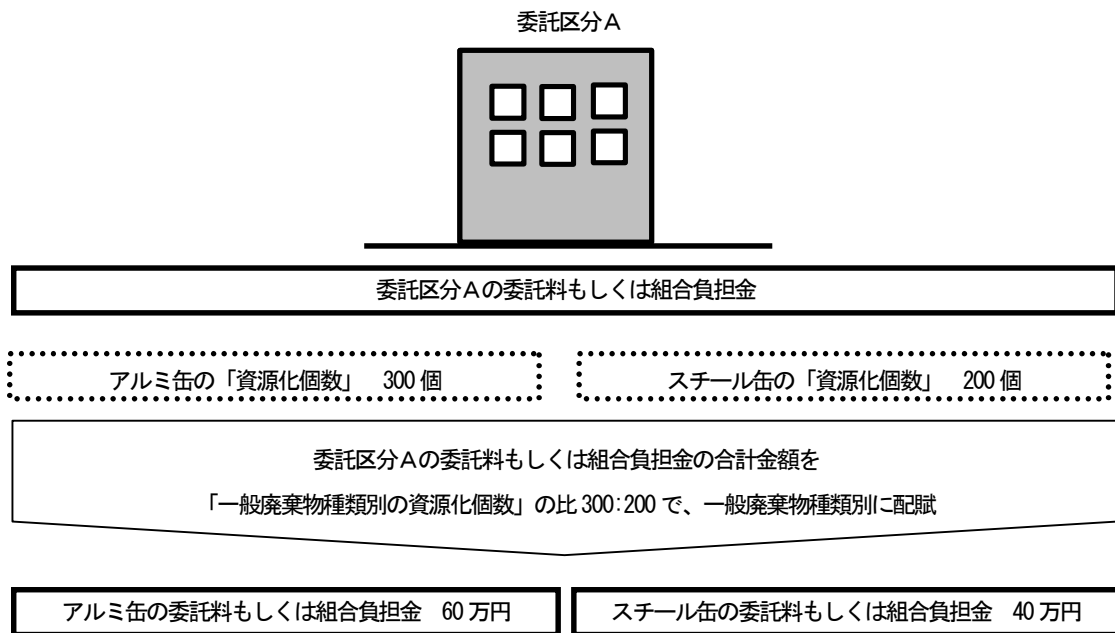


図 2-38 資源化部門の委託料もしくは組合負担金の配賦方法

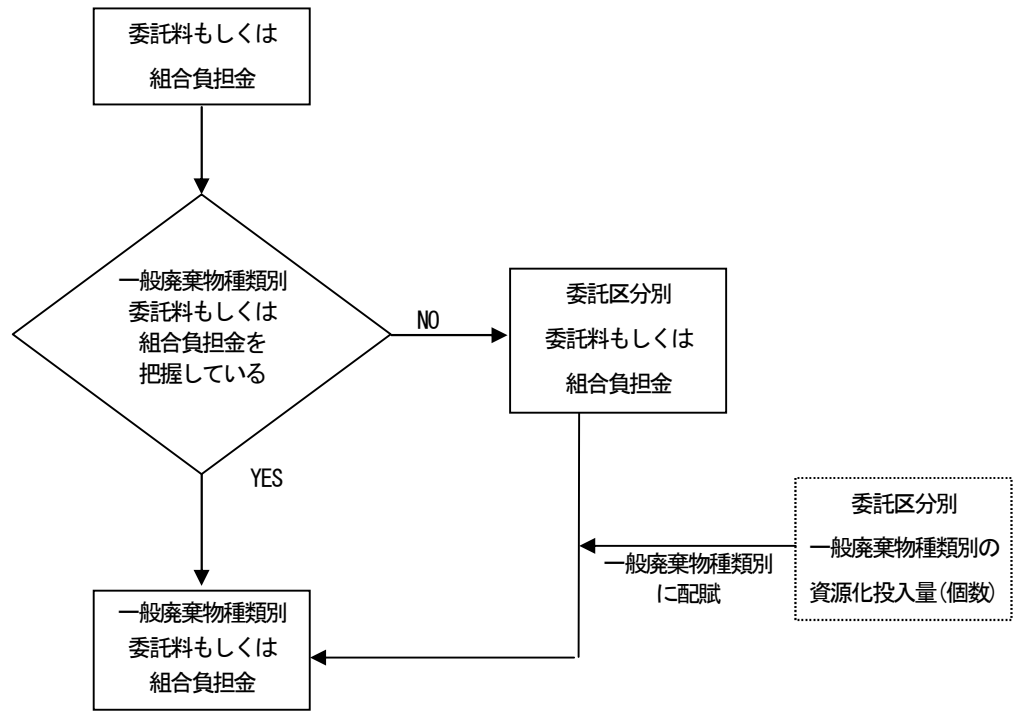


図 2-39 資源化部門の委託料もしくは組合負担金の算出フロー

②施設に係る物件費

- 施設に係る物件費を、一般廃棄物種類別に把握する。
- 一般廃棄物種類別の施設に係る物件費を把握できない場合は、施設毎の資源化ライン別施設に係る物件費を把握する。
- 施設毎の資源化ライン別施設に係る物件費を把握できない場合は、施設毎の施設に係る物件費の合計金額を「施設毎の資源化ライン別の稼働時間」の比で資源化ライン別に配賦し、施設毎の資源化ライン別施設に係る物件費を算出する。
- 施設毎の資源化ライン別施設に係る物件費の合計金額を「施設毎の一般廃棄物種類別の資源化投入量」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別施設に係る物件費を算出する。
- ただし、対象品目について、資源化個数を把握している場合あるいは資源化個数換算可能な場合は、資源化投入量の比ではなく、資源化個数の比で配賦する。

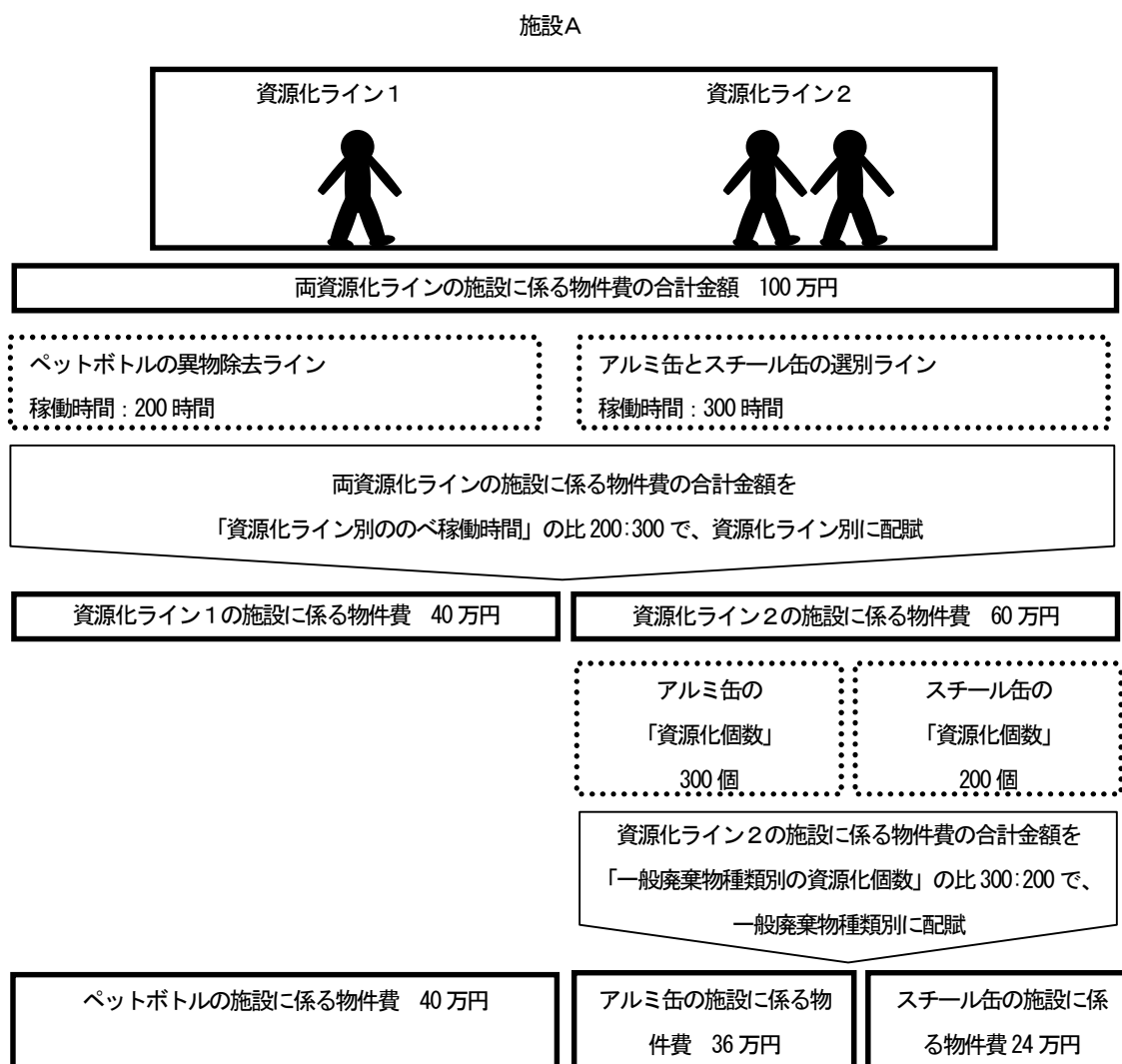


図 2-40 資源化部門の施設に係る物件費の配賦方法

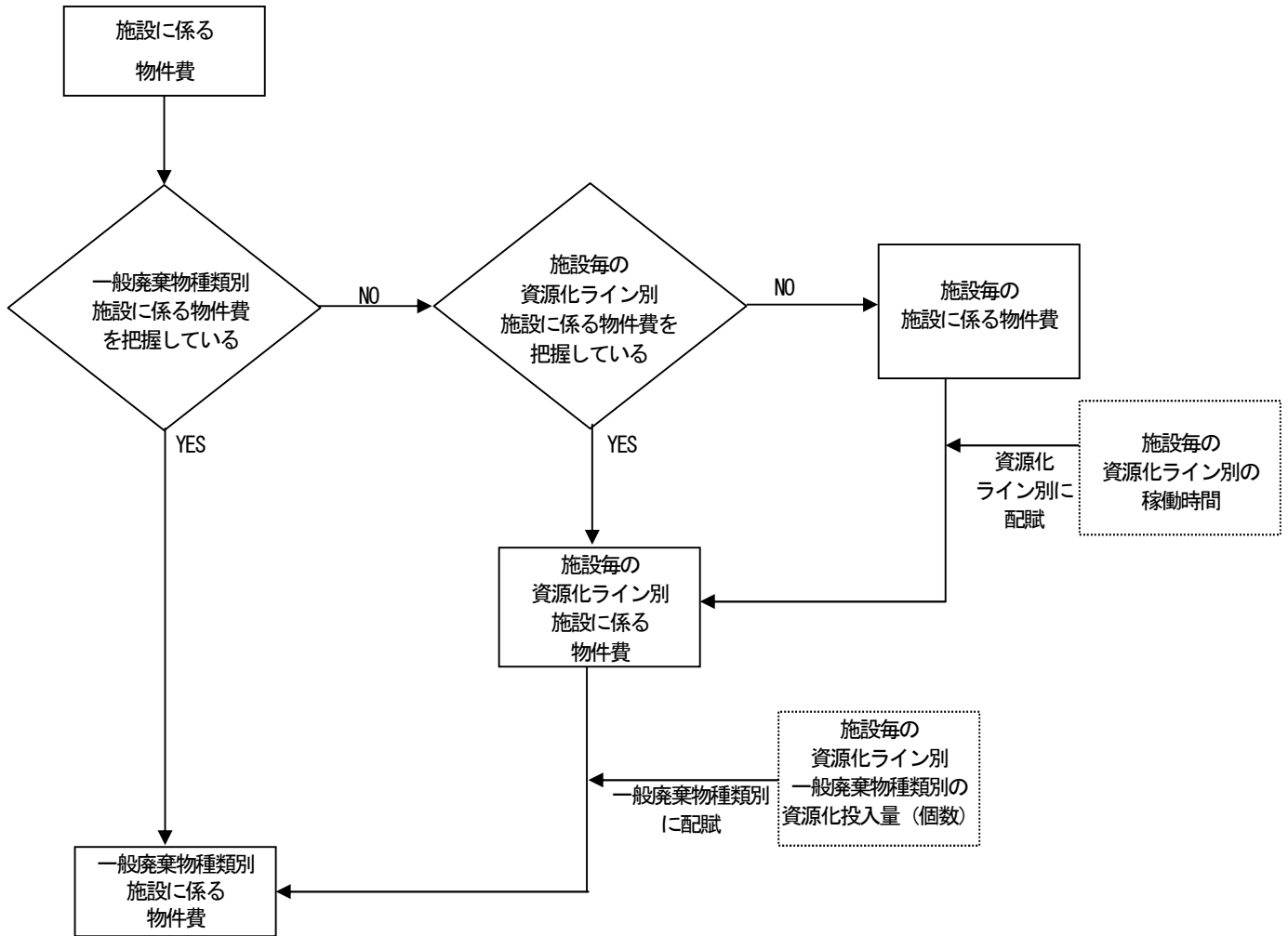


図 2-4 1 資源化部門の施設に係る物件費の算出フロー

③その他共通の物件費

- ・ その他共通の物件費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、施設に係る物件費の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別のその他共通の物件費を算出する。

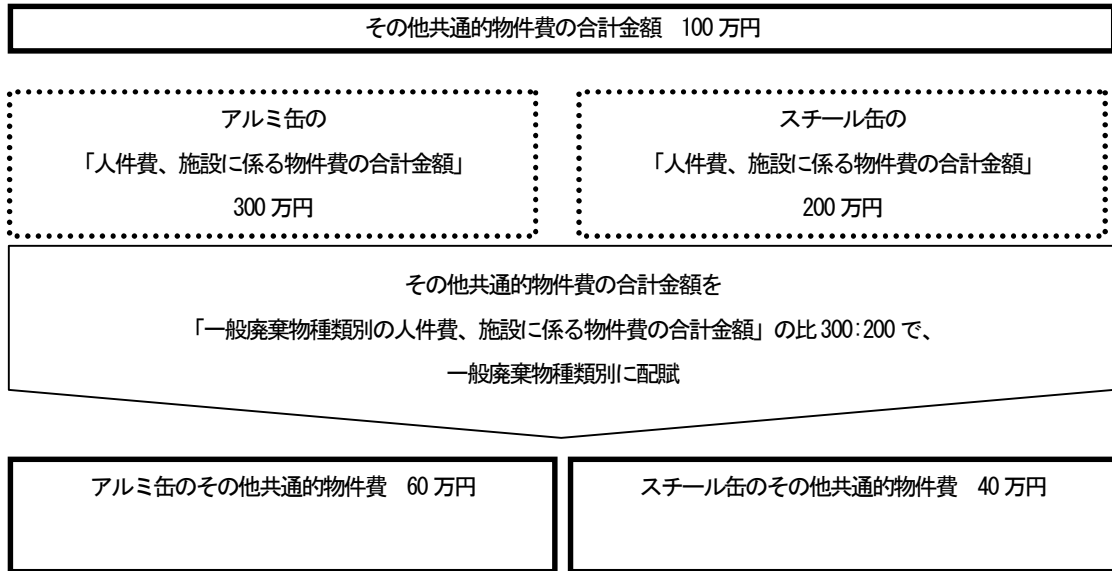


図 2-4 2 資源化部門のその他共通の物件費の算出フロー

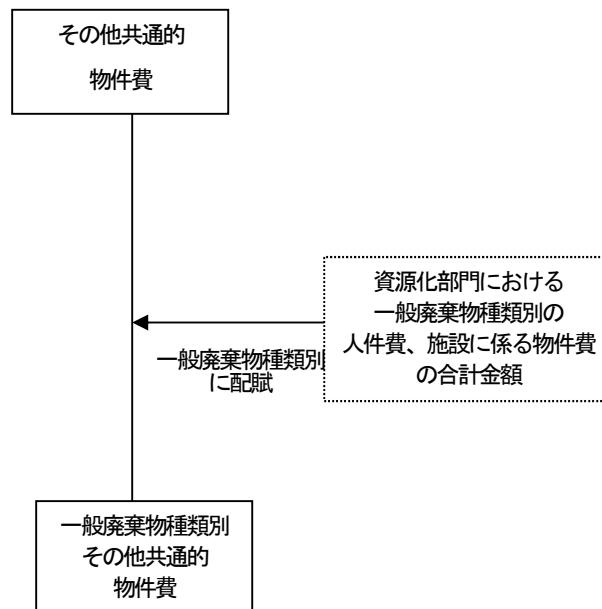


図 2-4 3 資源化部門のその他共通の物件費の配賦方法

(3) 経費

- ・ 経費を、「特定の施設に係る経費」、「一般廃棄物種類全般に係る経費」に区分する。
- ・ 特定の施設に係る経費は、当該施設の施設に係る物件費と同様の方法で一般廃棄物種類別に配賦する。
- ・ 一般廃棄物種類全般に係る経費は、合計金額を「一般廃棄物種類別の人件費、物件費（委託料もしくは組合負担金を除く）の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の経費を算出する。

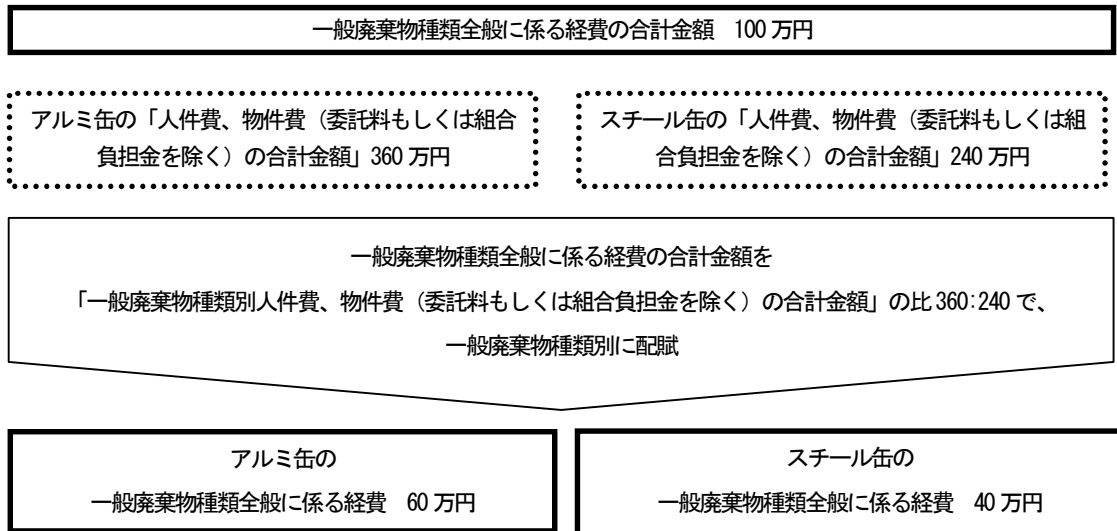


図 2-4 4 資源化部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の配賦方法

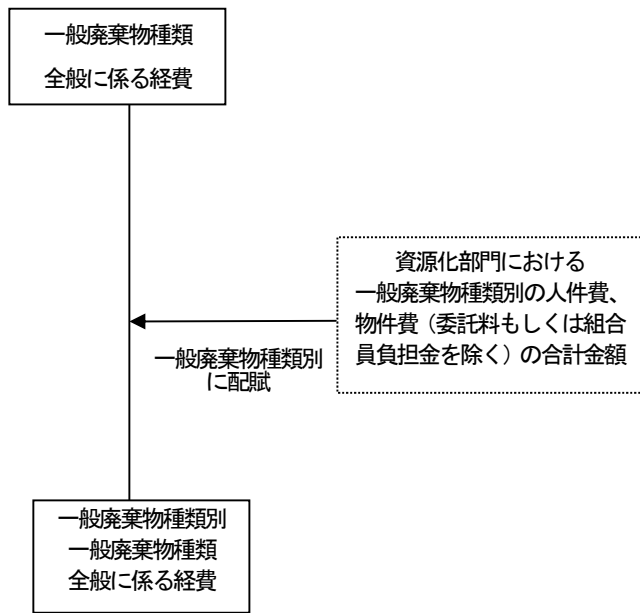


図 2-4 5 資源化部門の一般廃棄物種類全般に係る経費の算出フロー

2. 4. 4. 5 管理部門

- ・ 管理部門の経常業務費用には、人件費、物件費及び経費が含まれる。
- ・ 以下の項目は、管理部門の経常業務費用に含まれる。
 - － 指定袋やシール等の販売に係る費用
 - － 逆有償で資源を引渡している場合の支払額
- ・ 市町村の人件費については、管理部門の局部長級以下の人員の人件費が該当する。
- ・ 一部事務組合の人件費については、一部事務組合が人件費を負担する職員のうち、一般廃棄物（し尿を除く）に係る管理業務を行う職員の人件費が該当する。

(1) 経常業務費用

- ・ 管理部門に係る経常業務費用を「特定の一般廃棄物種類に係る経常業務費用」、「一般廃棄物種類全般に係る経常業務費用」に区分する。
- ・ 管理部門に係る経常業務費用の合計金額を「一般廃棄物種類別の作業部門に係る費用の合計金額」の比で一般廃棄物種類別に配賦する。

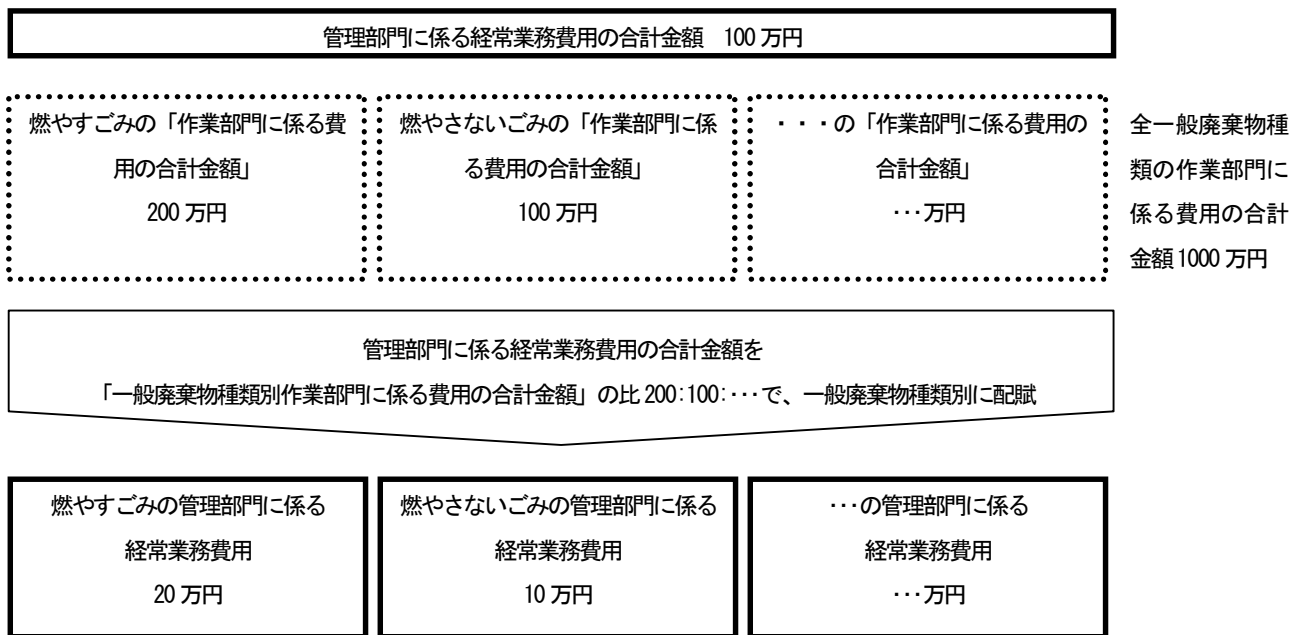


図 2-46 管理部門の経常業務費用の配賦方法

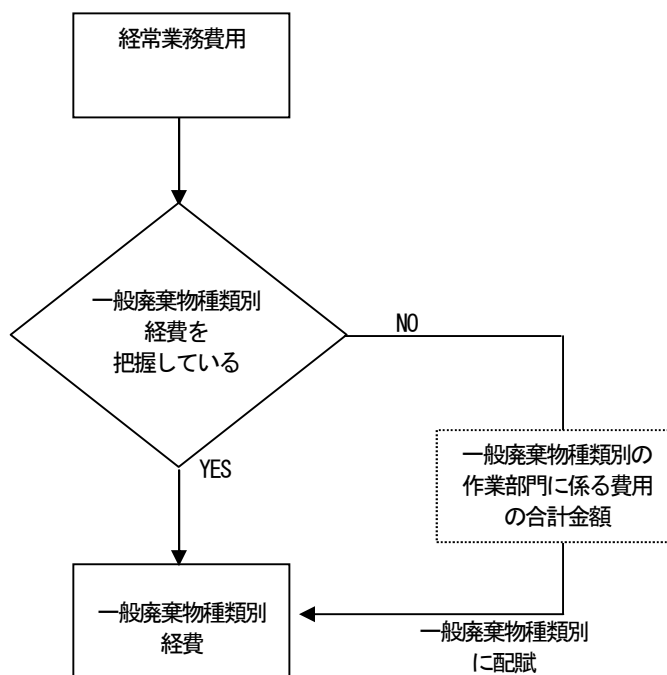


図 2-4 7 管理部门の経常業務費用の算出フロー

2. 4. 5 原価計算書の対象とする収益

- ・一般廃棄物会計の対象期間に市町村の域内で発生し、市町村が収集した一般廃棄物又は市町村の処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物に係る収益を原価計算書の対象とする。
- ・対象とする収益は、業務収益とする。業務収益を、「自己収入」、「その他の業務収益」に分類する。
- ・ただし、収益は、費用とは別途計上し、原価の算出には加えず、一般廃棄物種類毎の収益の合計金額を算出する。

2. 4. 5. 1 自己収入

- ・自己収入は、市町村がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料等の形態で徴収する金銭をいう。
- ・自己収入には、「指定袋やシール等の販売収入」、「家庭系直接搬入ごみの手数料収入」、「事業系直接搬入ごみの手数料収入」、「近隣市町村からの作業委託収入」が含まれる。

(1) 指定袋やシール等の販売収入

- ・一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入を把握する。
- ・一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入が把握できない場合は、指定袋やシール等の販売区分別の販売収入を把握する。
- ・指定袋やシール等の販売区分別の販売収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入を算出する。

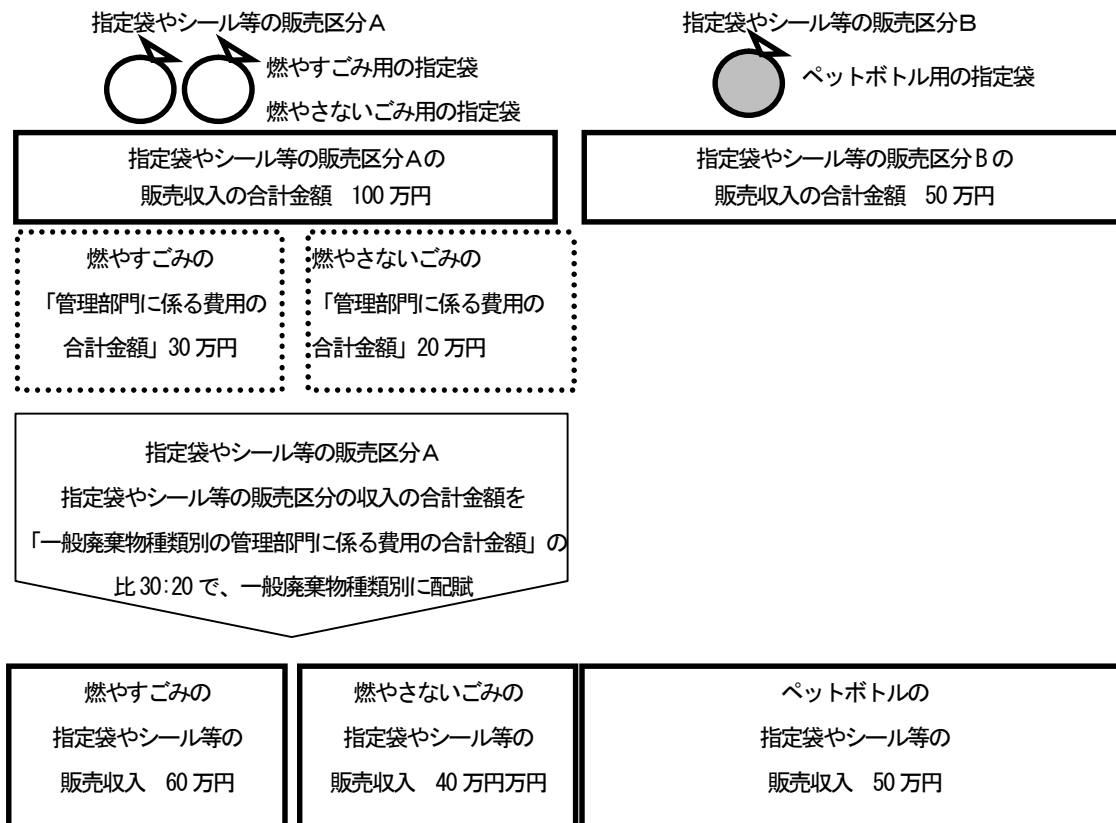


図 2-4 8 指定袋やシール等の販売収入の配賦方法

(2) 家庭系直接搬入ごみの手数料収入

- ・一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。
- ・一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入が把握できない場合は、家庭系直接搬入ごみの手数料区分別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。
- ・家庭系直接搬入ごみの手数料区分別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を算出する。

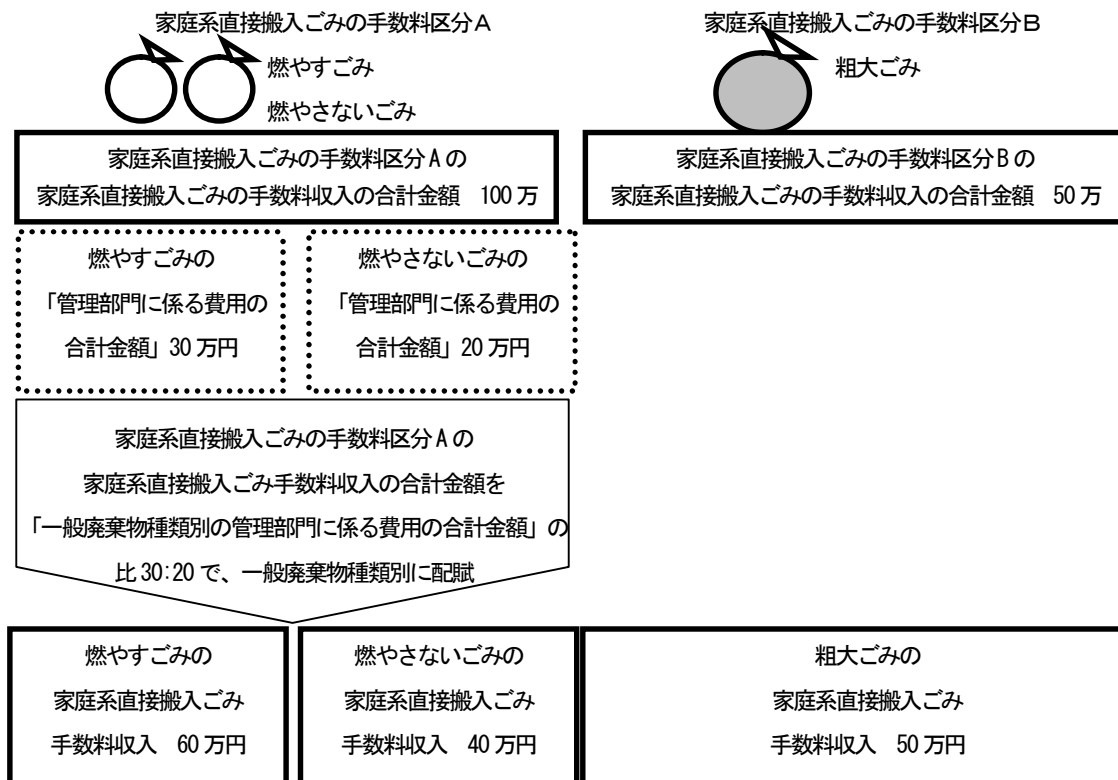


図 2-49 家庭系直接搬入ごみの手数料収入の配賦方法

(3) 事業系直接搬入ごみの手数料収入

- ・一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。
- ・一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入が把握できない場合は、事業系直接搬入ごみの手数料区分別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。
- ・事業系直接搬入ごみの手数料区分別の事業系直接搬入ごみの手数料収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を算出する。

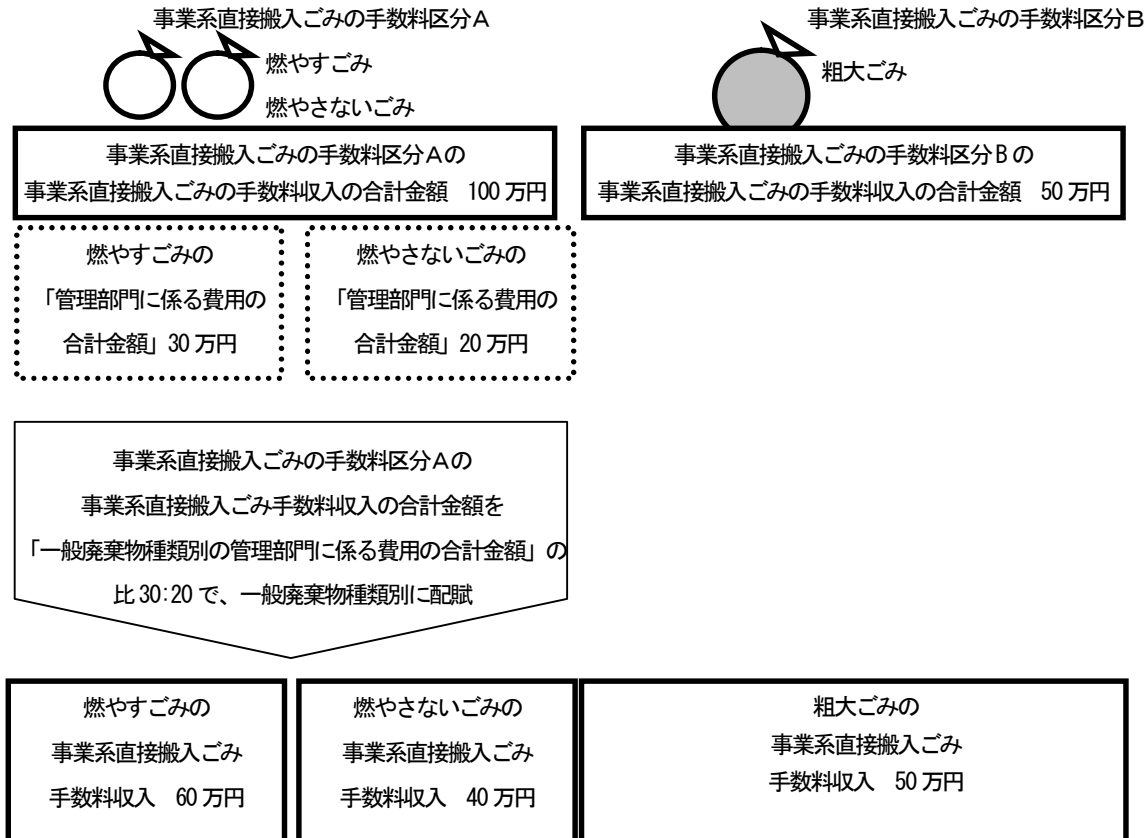


図 2-50 事業系直接搬入ごみの手数料収入の配賦方法

(4) 近隣市町村からの受託収入

- ・一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作業委託収入を把握する。
- ・一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作業委託収入が把握できない場合は、作業委託区分別の近隣市町村からの作業委託収入を把握する。
- ・近隣市町村からの作業委託収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作業委託収入を算出する。

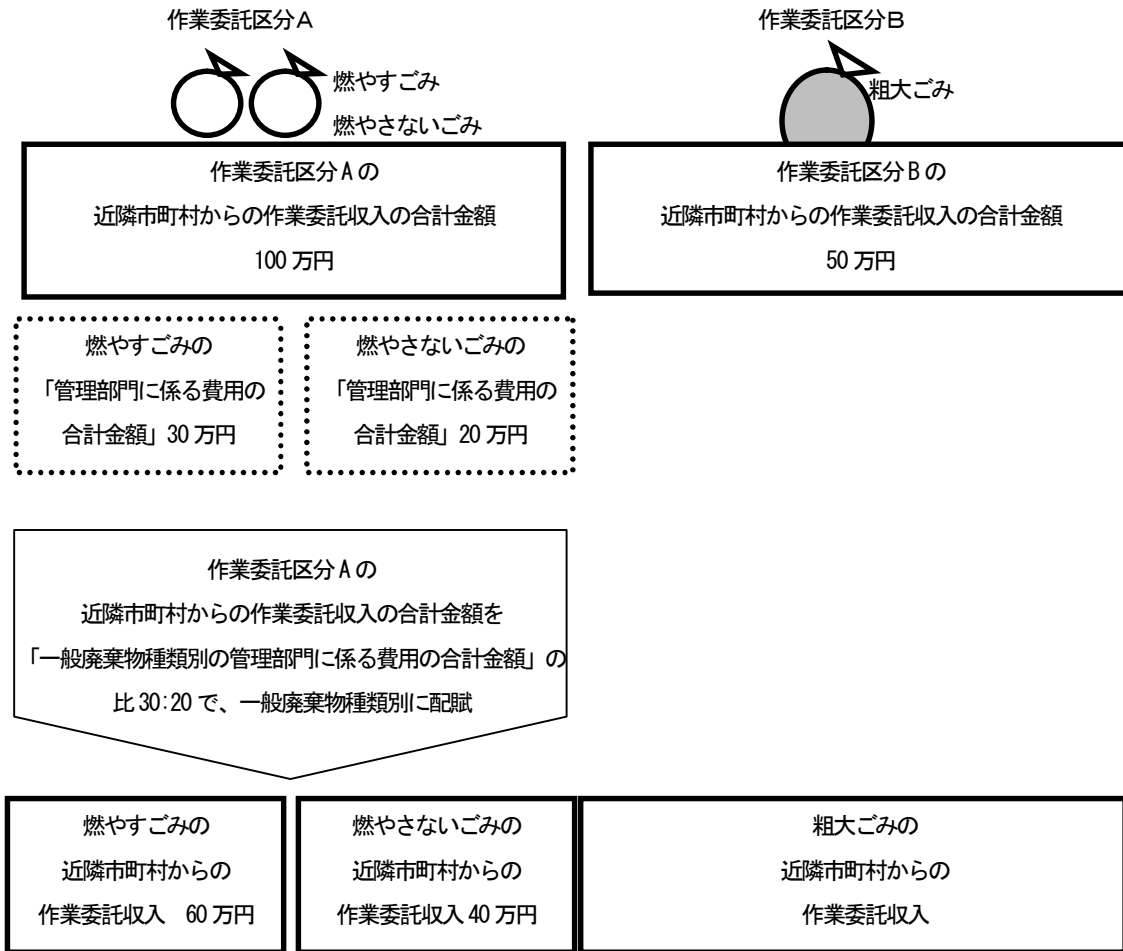


図 2-5 1 近隣市町村からの作業委託収入の配賦方法

2. 4. 5. 2 その他の業務収益

- ・その他の業務収益は、自己収入以外の業務収益をいう。
- ・その他の業務収益には、資源売却収入及び売電収入が含まれる。

(1) 資源売却収入

- ・一般廃棄物種類別の資源売却収入を把握する。

(2) 売電収入

- ・売電収入を把握する。

3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

3. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の意義

- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書とは、「一般廃棄物会計の対象期間における市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う費用と当該事業から得られた収益の取引高」を表示したものを指す。

3. 2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成目的

- ・一般廃棄物の処理に関する事業の効率性や経済性を検証できるとともに、その効果（アウトカム）を評価する上で有用な情報を得ることができる。

3. 3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の様式 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

(X年4月1日～X+1年3月31日)

(単位:円)

(1) 経常費用

経常業務費用

<収集運搬部門>

大項目	小項目		
①人件費			XXX
②物件費			XXX
	委託料もしくは組合負担金	XXX	
	車両に係る物件費	XXX	
	施設に係る物件費	XXX	
	車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物	XXX	
	その他共通の物件費	XXX	
③経費			XXX
	合計		XXX

<中間処理部門>

大項目	小項目		
①人件費			XXX
②物件費			XXX
	委託料もしくは組合負担金	XXX	
	施設に係る物件費	XXX	
	その他共通の物件費	XXX	
③経費			XXX
	合計		XXX

<最終処分部門>

大項目	小項目		
①人件費			XXX
②物件費			XXX
	委託料もしくは組合負担金	XXX	
	施設に係る物件費	XXX	
	その他共通の物件費	XXX	
③経費			XXX
	合計		XXX

<資源化部門>

大項目	小項目		
①人件費			XXX
②物件費			XXX
	委託料もしくは組合負担金	XXX	
	施設に係る物件費	XXX	
	その他共通の物件費	XXX	
③経費			XXX
	合計		XXX

<管理部門>

大項目	小項目		
①人件費			XXX
②物件費			XXX
③経費			XXX
④その他費用			XXX
	合計		XXX

<その他>

大項目	小項目		
その他費用			XXX
		XXX	
		XXX	
		XXX	
		XXX	

経常移転支出

大項目	小項目		
①扶助費等支出			XXX
②補助金等支出			XXX
③その他の経常移転支出			XXX
	合計		XXX

経常費用合計(総行政コスト)

合計		XXX
----	--	-----

(2) 特別損失

大項目	小項目		
特別損失			XXX

(3) 経常収益

経常業務収益

大項目	小項目		
①業務収益			XXX
	自己収入	XXX	
	その他の業務収益	XXX	
②業務外収益			XXX
	受取利息等	XXX	
	その他の業務外収益	XXX	
	合計		XXX

経常移転収入

大項目			
経常移転収入			XXX

その他収益

大項目	小項目		
その他収益			XXX
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	

経常収益合計

合計	XXX
----	-----

※注記

大項目	小項目		
施設解体引当金繰入額			XXX
	資産・負債一覧からの算定額	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額			XXX
	資産・負債一覧からの算定額	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
地元還元施設に係る費用			XXX
	減価償却費	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
地元還元施設に係る収益			XXX
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
取付道路に係る費用			XXX
	減価償却費	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
取付道路に係る収益			XXX
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	
	〇〇〇	XXX	

3. 4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成方法

3. 4. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成

- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「特別損失」及び「経常収益」に区分して表示する。

3. 4. 2 経常費用

- ・経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。
- ・経常費用は、「経常業務費用」及び「経常移転支出」に分類して表示する。

3. 4. 2. 1 経常業務費用

- ・経常業務費用には、原価計算書で対象とした費用に加え、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」を管理部門の経常業務費用として計上する。
- ・以下の項目は、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」に含まれる。
 - － ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用
 - － 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用
 - － 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用
 - － 広報・普及啓発に係る費用
 - － リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用
 - － 不法投棄防止対策に係る費用
 - － 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用
 - － 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用
- ・「原価計算書で対象とした費用」、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」以外の費用については、「その他費用」として記載する。

3. 4. 2. 2 経常移転支出

- ・経常移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性（非対価性）支出をいう。
- ・経常移転支出は、「扶助費等支出」、「補助金等支出」及び「その他の経常移転支出」をいう。
- ・扶助費等支出は、社会保障給付としての扶助費等の支出をいう。
- ・補助金等支出は、政策目的による補助金等の支出をいう。例えば、資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金が該当する。
- ・その他の経常移転支出は、上記扶助費等支出及び補助金等支出以外の経常移転支出をいう。

3. 4. 3 特別損失

- ・一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故に係る「原状回復に要した費用」

及び「補償・賠償金」は、特別損失として別途計上する。

- ・不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失は、特別損失として別途計上する。
- ・事故が原因で資産の除却を行った場合の当該施設の帳簿価額は、特別損失として別途計上する。
- ・施設の解体を行った場合、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。

3. 4. 4 経常収益

- ・経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。
- ・経常収益は、「経常業務収益」及び「経常移転収入」に分類して表示する。

3. 4. 4. 1 経常業務収益

- ・経常業務収益は、「業務収益」及び「業務外収益」に分類して表示する。

(1) 業務収益

- ・業務収益は、原価計算書で対象とする収益と同様とし、「自己収入」及び「その他の業務収益」に分類して表示する。

(2) 業務外収益

- ・業務外収益は、「受取利息等」及び「その他の業務外収益」に分類して表示する。
- ・受取利息等は、一部事務組合が保有する有価証券や貸付金から発生する受取配当金や受取利息等をいう。
- ・その他の業務外収益は、上記受取利息等以外の業務外収益をいう。例えば、資産等の売却収入等が挙げられる。

3. 4. 4. 2 経常移転収入

- ・経常移転収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをさし、「国庫支出金」（補助金、交付金）及び「都道府県支出金」（補助金等）が該当する。
- ・経常移転収入は、「資産形成に資する支出金」、「その他の支出金」に区分する。
- ・資産形成に資する支出金については、資産の取得にあたり利用した支出金のうち、当該資産の減価償却相当部分を計上する。
- ・その他の支出金については、支出金全額を計上する。

3. 4. 5 注記に記載する事項

3. 4. 5. 1 施設解体引当金繰入額

- ・対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用の総額を合理的に見積もることができる場合には、当該施設を将来解体した場合に係る費用の総額を当該施

設の想定耐用年数で除した金額を、施設解体引当金繰入額として注記に記載する。

- ・なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に費用に係る旨を注記に記載する。
- ・施設の解体費が対象期間に発生した場合は、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。

3. 4. 5. 2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額

- ・対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後（埋立が終了した後）の廃止までの維持管理に係る費用の総額を合理的に見積もることができる場合には、当該最終処分場を将来閉鎖した後の廃止までの維持管理に係る費用の総額を当該最終処分場の想定耐用年数で除した金額を、最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額として注記に記載する。
- ・なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に費用に係る旨を注記に記載する。
- ・最終処分場の閉鎖後維持管理費が対象期間に発生した場合は、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。

3. 4. 5. 3 地元還元施設に係る費用

- ・温水プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に係る費用を注記に記載する。
- ・新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。
- ・

3. 4. 5. 4 地元還元施設に係る収益

- ・温水プール・体育施設などの地元還元施設に係る収益を注記に記載する。
- ・新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。

3. 4. 5. 5 取付道路に係る費用

- ・一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路の建設・維持管理に係る費用を注記に記載する。
- ・新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。

3. 4. 5. 6 取付道路に係る収益

- ・一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る収益を注記に記載する。
- ・新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。

4. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧

4. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の意義

- ・「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理したものを指す。

4. 2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成目的

- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る遊休資産・過剰資産等を有効に活用することが可能となる。

また、資産の更新・修繕計画策定の際の基礎資料となる。

4. 3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の様式

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧
(X年3月31日)

科目	金額		
(資産の部)			
1 金融資産			XXX
資金			XXX
金融資産(資金を除く)			XXX
債権	XXX	XXX	
未収金	XXX		
貸付金	XXX		
その他の債権	XXX		
有価証券		XXX	
投資等		XXX	
出資金	XXX		
その他の投資	XXX		
貸倒引当金		XXX	
2 非金融資産			XXX
事業用資産			XXX
有形固定資産		XXX	
収集運搬部門	XXX		
中間処理部門	XXX		
最終処分部門	XXX		
資源化部門	XXX		
管理部門	XXX		
減価償却累計額	XXX		
建設仮勘定	XXX		
無形固定資産		XXX	
ソフトウェア	XXX		
その他無形固定資産等	XXX		
繰延資産			XXX
資産合計			XXX

科目	金額		
(負債の部)			
1 流動負債			XXX
地方債(短期)		XXX	
短期借入金		XXX	
2 非流動負債			XXX
地方債(長期)		XXX	
長期借入金		XXX	
負債合計			XXX

注記

項目	内容	金額
施設解体引当金	〇〇〇	XXX
最終処分場閉鎖後維持管理引当金	〇〇〇	XXX
地元還元施設に係る資産	〇〇〇	XXX
地元還元施設に係る負債	〇〇〇	XXX
取付道路に係る資産	〇〇〇	XXX
取付道路に係る負債	〇〇〇	XXX

有形固定資産

部門	種別	名称・内訳	仕様等	取得年次 (西暦)	取得価額 (円)	耐用年数 (年)	減価償却費 (円/年)	減価償却累計 額(円)	帳簿価額 (円)	
収集運搬部門	車両	バックカー車		年度						
		バックカー車		年度						
		バックカー車		年度						
		バックカー車		年度						
		バックカー車		年度						
		バックカー車		年度						
		バックカー車		年度						
		バックカー車		年度						
		平ボディ		年度						
		平ボディ		年度						
		平ボディ		年度						
		平ボディ		年度						
		平ボディ		年度						
		平ボディ		年度						
		平ボディ		年度						
	平ボディ		年度							
	その他車両		年度							
	その他車両		年度							
	その他車両		年度							
	中間処理部門	施設	施設1(土地)		年度					
			施設1(施設)		年度					
			施設1(装置)		年度					
			施設1(重機)		年度					
			施設1(その他固定資産)		年度					
			施設1(建設仮勘定)		年度					
			施設2(土地)		年度					
			施設2(施設)		年度					
			施設2(装置)		年度					
			施設2(重機)		年度					
			施設2(その他固定資産)		年度					
			施設2(建設仮勘定)		年度					
			追加投資1-1		年度					
			追加投資1-2		年度					
追加投資1-3			年度							
追加投資1-4			年度							
追加投資1-5			年度							
施設		施設2(土地)		年度						
		施設2(施設)		年度						
		施設2(装置)		年度						
		施設2(重機)		年度						
		施設2(その他固定資産)		年度						
		施設2(建設仮勘定)		年度						
		追加投資2-1		年度						
		追加投資2-2		年度						
		追加投資2-3		年度						
		追加投資2-4		年度						
		追加投資2-5		年度						
	最終処分部門	施設	施設1(土地)		年度					
			施設1(施設)		年度					
			施設1(装置)		年度					
施設1(重機)				年度						
施設1(その他固定資産)				年度						
施設1(建設仮勘定)				年度						
追加投資1-1				年度						
追加投資1-2				年度						
追加投資1-3				年度						
追加投資1-4				年度						
追加投資1-5				年度						
施設2(土地)				年度						
施設2(施設)				年度						
施設2(装置)				年度						
施設2(重機)				年度						
施設2(その他固定資産)			年度							
施設2(建設仮勘定)			年度							
追加投資2-1			年度							
追加投資2-2			年度							
追加投資2-3			年度							
追加投資2-4			年度							
追加投資2-5			年度							
資源化部門		施設	施設1(土地)		年度					
			施設1(施設)		年度					
			施設1(装置)		年度					
	施設1(重機)			年度						
	施設1(その他固定資産)			年度						
	施設1(建設仮勘定)			年度						
	追加投資1-1			年度						
	追加投資1-2			年度						
	追加投資1-3			年度						
	追加投資1-4			年度						
	追加投資1-5			年度						
	施設2(土地)			年度						
	施設2(施設)			年度						
	施設2(装置)			年度						
	施設2(重機)			年度						
施設2(その他固定資産)		年度								
施設2(建設仮勘定)		年度								
追加投資2-1		年度								
追加投資2-2		年度								
追加投資2-3		年度								
追加投資2-4		年度								
追加投資2-5		年度								
管理部門				年度						
				年度						
				年度						
				年度						
				年度						
合計				年度						

無形固定資産

区分	名称・内訳	仕様等	取得年次 (西暦)	取得価額 (円)	耐用年数 (年)	減価償却費 (円/年)	減価償却累計 額(円)	帳簿価額 (円)
ソフトウェア			年度					
			年度					
			年度					
			年度					
その他無形固定資産			年度					
			年度					
			年度					
			年度					
合計			年度					

流動負債

地方債(短期)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債権発行差金	本年度末残高
合計						

短期借入金

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
合計				

非流動負債

地方債(長期)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債権発行差金	本年度末残高
一般廃棄物処理事業債						
合計						

長期借入金

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
合計				

4. 4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成方法

4. 4. 1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の構成

- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧は、「資産の部」及び「負債の部」に区分して表示する。

4. 4. 2 資産の部

- ・資産は、資産の定義に該当するものについては、その形態を表す科目によって表示する。
- ・資産は、「金融資産」及び「非金融資産」に分類して表示する。

4. 4. 2. 1 金融資産

- ・金融資産は、「資金」と「金融資産（資金を除く）」に分類して表示する。
- ・金融資産については、一部事務組合が保有するもののみを記載する。

(1) 資金

- ・資金は、現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）から構成される。このうち、現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含むことに留意を要する。

(2) 金融資産（資金を除く）

- ・金融資産（資金を除く）は、「債権」、「有価証券」及び「投資等」に分類して表示する。
- ・債権は、「未収金」、「貸付金」及び「その他の債権」に分類して表示する。
- ・未収金は、基準日時点における未収金をいう。
- ・貸付金は、貸付先に対する融資残高を計上する。
- ・その他の債権は、上記税等未収金、未収金及び貸付金以外の債権をいう。
- ・有価証券、出資金、その他の投資は、取得原価で計上する。
- ・投資等は、「出資金」及び「その他の投資」に分類して表示する。

4. 4. 2. 2 非金融資産

- ・非金融資産は、「事業用資産」及び「繰延資産」に分類して表示する。

(1) 事業用資産

- ・事業用資産は、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に分類して表示する。
- ・有形固定資産については、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。有形固定資産は、部門ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、収集運搬部門有形固定資産、中間処理部門有形固定資産、最終処分部門有形固定資産、資源化部門有形固定資産、管理部門有形固定資産の表示科目を用いる。
- ・土地については、取得原価を計上する。
- ・施設、装置、重機、車両、その他固定資産については、50万円以上の重要資産の取得

原価を計上する。また、公有財産台帳や物品管理簿等の記載価格を基礎とする。

- ・資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、交付金）や都道府県支出金等支出金（補助金等）を利用した場合でも、支出金分を取得原価から控除しない。
- ・建設仮勘定は、有形固定資産あり、建設中のものを取得するための支出額を計上する。
- ・無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、ソフトウェア、その他無形有形資産等の表示科目を用いる。
- ・ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用等の累計）を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。

(2) 繰延資産

- ・繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払いが完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。地方債発行費、開発費等の費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するために、経過的に繰延資産として計上することができる。

4. 4. 3 負債の部

- ・負債は、負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧に計上する負債の金額の測定については、それぞれ負債の性質に応じた評価基準及び評価方法を用いる。
- ・負債は、「流動負債」及び「非流動負債」に分類して表示する。

4. 4. 3. 1 流動負債

- ・地方債（短期）は、市町村が発行した地方債のうち、1年以内に返済予定のものをいう。
- ・短期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、1年以内に返済予定のものをいう。

4. 4. 3. 2 非流動負債

- ・地方債（長期）は、市町村が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいう。
- ・長期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、返済予定が1年超のものをいう。

4. 4. 4 注記に記載する事項

4. 4. 4. 1 施設解体引当金

- ・対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用の総額については、その金額を合理的に見積もることができる場合には、施設解体引当金として注記に記載する。

- ・なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に費用に係る旨を注記に記載する。

4. 4. 4. 2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金

- ・対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後（埋立が終了した後）の廃止までの維持管理に係る費用の総額については、その金額を合理的に見積もることができるときには、最終処分場閉鎖後維持管理引当金として注記に記載する。
- ・なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に費用に係る旨を注記に記載する。

4. 4. 4. 3 地元還元施設に係る資産

- ・温水プール・体育施設などの地元還元施設に係る資産を注記に記載する。
- ・新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。

4. 4. 4. 4 地元還元施設に係る負債

- ・温水プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に係る負債を注記に記載する。
- ・新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。

4. 4. 4. 5 取付道路に係る資産

- ・一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る資産を注記に記載する。
- ・新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。

4. 4. 4. 6 取付道路に係る負債

- ・一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路の建設・維持管理に係る負債を注記に記載する。
- ・新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。